

三重の森林づくり基本計画 2025



はじめに

三重の森林づくり基本計画（以下、「基本計画」という。）は、平成17年10月に制定された「三重の森林づくり条例」の規定に基づき議会の議決を経て策定される計画であり、「もりづくり」についての中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向などを定めた計画です。

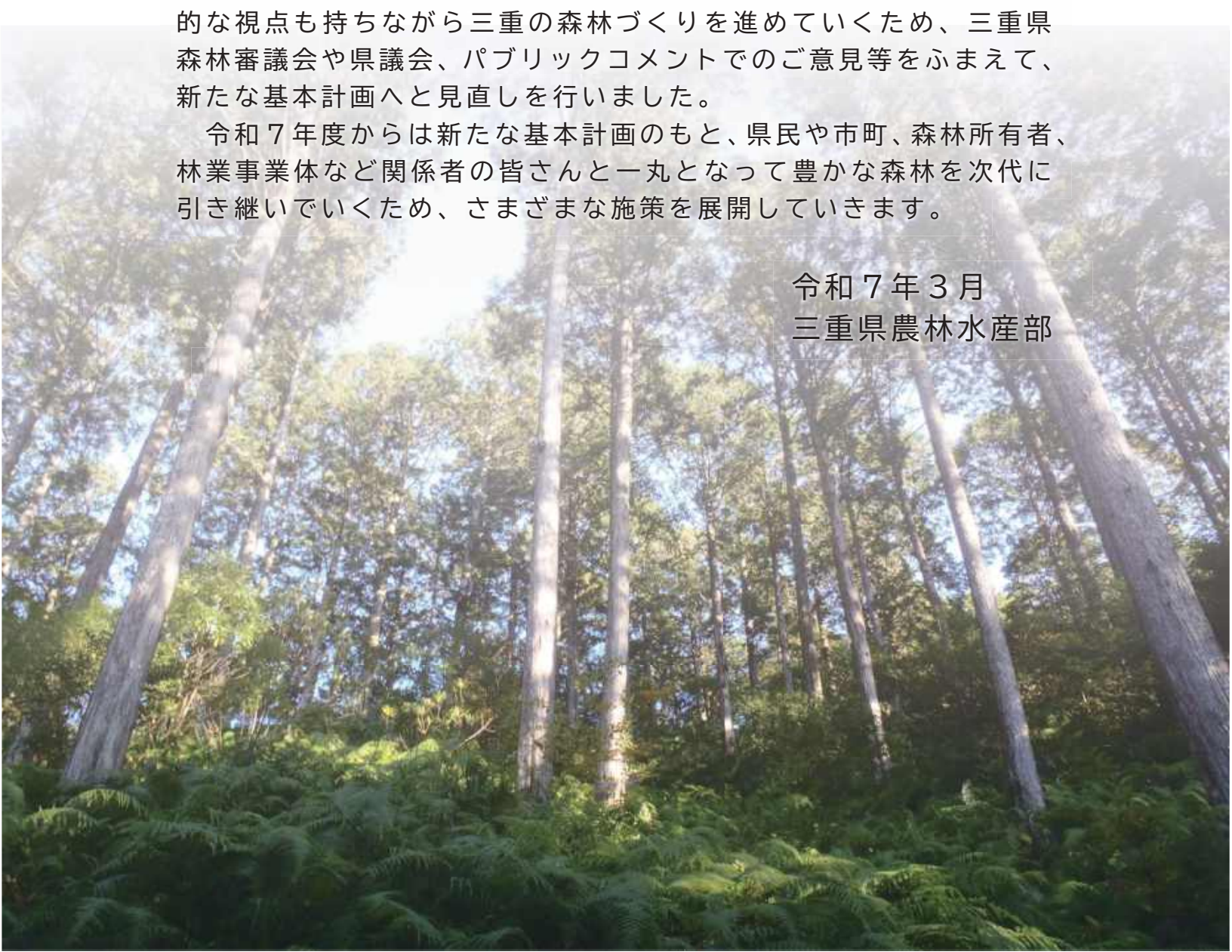
平成31年3月の変更から5年以上が経過し、その間に、国においては、新たな「森林・林業基本計画」が策定され、カーボンニュートラルの実現に向け、森林の適正な管理と森林資源の持続的な利用を一層推進するとともに、花粉発生源対策として、花粉の少ない苗木への植替えを促進することとされました。

また、県においては、県内の人工林面積の約8割が50年生を超え、豊富な森林資源が利用期を迎えていることや、「みえ森と緑の県民税」第3期制度の開始、全国植樹祭の令和13年招致の表明など、森林・林業を取り巻く状況が大きく変化しています。

このような本県の森林・林業を巡る変化に的確に対応しつつ、長期的な視点も持ちながら三重の森林づくりを進めていくため、三重県森林審議会や県議会、パブリックコメントでのご意見等をふまえて、新たな基本計画へと見直しを行いました。

令和7年度からは新たな基本計画のもと、県民や市町、森林所有者、林業事業者など関係者の皆さんと一丸となって豊かな森林を次代に引き継いでいくため、さまざまな施策を展開していきます。

令和7年3月
三重県農林水産部



目 次

序章

三重の森林づくり基本計画変更の考え方	1
1 計画変更の趣旨	1
2 森林・林業を取り巻く社会情勢の変化	2
3 前基本計画の取組の成果と課題	7
4 基本計画の期間	16

基本計画編

第1章 基本方針	17
1 条例の基本理念	17
2 基本方針と目標	18
第2章 基本施策	22
【基本方針1】森林の多面的機能の発揮	22
【基本方針2】林業の持続的発展	23
【基本方針3】森林文化及び森林教育の振興	24
【基本方針4】森林づくりへの県民参画の推進	25
第3章 具体的な施策	26
【基本施策1－(1)】「構造の豊かな森林」づくり	26
【基本施策1－(2)】県民の命と暮らしを守る森林づくり	27
【基本施策1－(3)】森林づくりを推進する体制の強化	28
【基本施策2－(1)】林業及び木材産業等の振興	29
【基本施策2－(2)】 森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり	31
【基本施策2－(3)】県産材の利用の促進	33
【基本施策3－(1)】森林文化の振興	35
【基本施策3－(2)】森林教育の振興	36
【基本施策4－(1)】 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進と意識の醸成	37
【基本施策4－(2)】木づかいの促進	38

第4章 計画の進行管理	39
1 数値目標による進行管理	39
2 年次報告及び公表	39
3 計画の見直し	39

第5章 重点プロジェクト	40
① 「新しい林業」推進プロジェクト	40
② 林業の担い手確保・育成プロジェクト	41
③ みえの木づかい推進プロジェクト	42
④ みんなで取り組む三重の森づくり推進プロジェクト	43

○ 三重県の森林・林業の現状	44
○ 基本計画の位置付け	51
○ 三重県森林ゾーニングによる森林の区分	52
○ 森林の区分に応じた森林づくり	53
○ 森林とSDGsとの関係	54
○ 用語説明	55
○ 三重の森林づくり条例の概要	66
○ 三重の森林づくり条例	67
○ 三重の森林づくり基本計画の変更経緯	71

三重の森林づくり基本計画

基本方針

1 森林の多面的機能の発揮



2 林業の持続的発展



3 森林文化及び森林教育の振興



4 森林づくりへの県民参画の推進



基本施策

1 - (1) 「構造の豊かな森林」づくり

1 - (2) 県民の命と暮らしを守る森林づくり

1 - (3) 森林づくりを推進する体制の強化

2 - (1) 林業及び木材産業等の振興

2 - (2) 森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

2 - (3) 県産材の利用の促進

3 - (1) 森林文化の振興

3 - (2) 森林教育の振興

4 - (1) 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進と意識の醸成

4 - (2) 木づかいの促進

2025の施策体系

施策

- 
- (1) 持続可能な森林づくり
 - (3) 多様な森林づくり

- (2) 公益機能を重視した森林づくり

- 
- (1) 災害に強い森林づくりの推進
 - (3) 森林病虫害対策及び森林災害対策の着実な実施

- (2) 森林の保全と保安林制度の推進
- (4) 野生鳥獣による被害の低減

- 
- (1) 国・市町等と連携した森林管理の推進
 - (3) 森林の公有林化等による公的管理

- (2) 森林資源データの整備と情報提供
- (4) 森林の公益的機能発揮に向けての研究

- 
- (1) 森林施業の集約化の促進
 - (3) 林業・木材産業の競争力強化とスマート化
 - (5) 特用林産の振興

- (2) 多様な原木の安定供給体制の構築
- (4) 多様な収入源の創出
- (6) 効果的な林業生産活動のための研究

- 
- (1) 林業の担い手の育成・確保
 - (3) 林業事業体の育成と経営力の向上

- (2) 地域を担う多様な人づくり

- 
- (1) 県産材の需要の拡大
 - (3) 住宅建設における木材利用の促進
 - (5) 持続可能な木質バイオマス利用の推進

- (2) 信頼される県産材の供給の促進
- (4) 中・大規模施設等の木材利用の推進
- (6) 新製品・新用途の研究・開発の促進

- 
- (1) 森林の文化的価値の保全及び活用
 - (3) 里山の整備及び保全の促進

- (2) 森林文化の体験と交流の促進
- (4) 森林文化の継承

- 
- (1) 森林教育に関わる「人づくり」
 - (3) 森林教育に関わる「仕組みづくり」

- (2) 森林教育に関わる「場づくり」

- 
- (1) 森林づくり活動への県民参画の促進と意識の醸成
 - (3) 三重のもりづくり月間の取組

- (2) 緑化活動の促進

- 
- (1) 暮らしの中での木づかいの促進

- (2) 多様な主体との連携による木づかいの促進

序章 三重の森林づくり基本計画変更の考え方

1 計画変更の趣旨

本県では、森林を県民の共有の財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成 17(2005)年 10 月に「三重の森林づくり条例」(以下「条例」といいます。)を制定するとともに、この条例の規定に基づく「三重の森林づくり基本計画」(以下「基本計画」といいます。)を平成 18(2006)年 3 月に策定しました。

条例の基本理念を受けて、「森林の多面的機能の発揮」「林業の持続的発展」「森林文化及び森林環境教育の振興」「森林づくりへの県民参画の推進」の 4 つを基本方針とし、基本方針ごとに中長期的な目標を定め、進行管理を行いながら取組を進めてきました。平成 24(2012)年 3 月には「みえ県民力ビジョン」の策定に合わせて基本計画 2012 に見直しを行い、平成 31(2019)年 3 月にはみえ森と緑の県民税の導入や「みえ森林・林業アカデミー」の開講、「三重県水源地域の保全に関する条例」の制定等の社会情勢の変化に対応するため、基本計画 2019 へと計画を見直し、災害に強い森林づくりや森林の適正な管理の推進、次代を担う林業人材の育成等に取り組んできました。

基本計画 2019 の策定から 5 年が経過する中、国においては、戦後に造成された人工林の約 6 割が 50 年生を超え、蓄積量が令和 4 年度末時点で約 56 億 m³となるなど、多くの人工林が利用期を迎え、この充実した森林資源を活用していく段階となっています。こうしたことから、令和 3(2021)年 6 月に、新たな森林・林業基本計画が閣議決定され、森林の適正な管理と森林資源の持続的な利用を一層推進することにより、2050 年カーボンニュートラルを見据えた、森林・林業・木材産業によるグリーン成長を図ることとされました。

さらに、令和 5(2023)年 5 月には、多くの国民が悩まされている花粉症の解決に向けて、「花粉症対策の全体像」がまとめられ、スギ花粉の発生源となるスギ人工林を令和 15(2033)年度までに約 2 割減少させることを目標に、伐採・植替えの加速化やスギ材の需要拡大等の対策を総合的に推進していくこととされました。

一方、県内の森林については、人工林の約 8 割が 50 年生を超え、多くの森林が利用期を迎えていることから、森林資源の循環利用と林業の持続的な発展、大型需要への県産材の安定供給に向け、林業のスマート化や低コスト造林の推進、林業人材の確保・育成等の対策を進め、主伐・再造林を加速化していくことが求められています。

また、国が平成 31(2019)年度に導入した森林環境譲与税を活用して森林経営管理制度に基づく森林整備等の取組が市町によって進められているほか、令和 6(2024)年度からみえ森と緑の県民税の第 3 期制度をスタートさせ、両税それぞれの用途や目的を棲み分け、両税を有効活用した三重の森林づくりを市町と連携して一層進めていくこととしています。

令和 3(2021)年 2 月には、森林や緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める絶好の機会として、県民全体で森林を支える社会づくりの実現に大きく貢献する、全国植樹祭を令和 13(2031)年に招致することを県議会において表明しました。

さらに、これまで取り組んできた森林環境教育や木育をより一層推進するため、令和 2(2020)年 10 月に「みえ森林教育ビジョン」を策定したほか、建築物をはじめ、日常生活や事業活動におけるさまざまな場面での積極的な木材利用を進めていくことを目的に、令和 3(2021)年 4 月に「三重の木づかい条例」を施行し、同条例に基づき、木材利用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくため、同年 10 月に「みえ木材利用方針」を策定しました。

令和 3(2021)年 3 月には、森林資源と木材需要、森林環境教育・木育をめぐる状況の変化に加え、森林経営管理制度の創設により市町の森林・林業行政における役割が一層拡大したことから、「三重の森林づくり条例」を改正し、新たに市町と協働して三重の森林づくりを進めていくことなどが規定されました。

このように本県の森林・林業を巡る社会情勢は大きく変化しており、これらの変化に的確に対応しつつ、長期的な視点も持ちながら三重の森林づくりを進めていく必要があります。このため、県民や市町、森林所有者、林業事業者など関係者の皆さんに森林・林業に関する具体的な施策の方向を示し、関係者が一丸となって三重の森林づくりに取り組んでいけるよう、今回、「三重の森林づくり基本計画」を変更するものです。

2 森林・林業を取り巻く社会情勢の変化

(1) 国の新たな森林・林業基本計画の策定

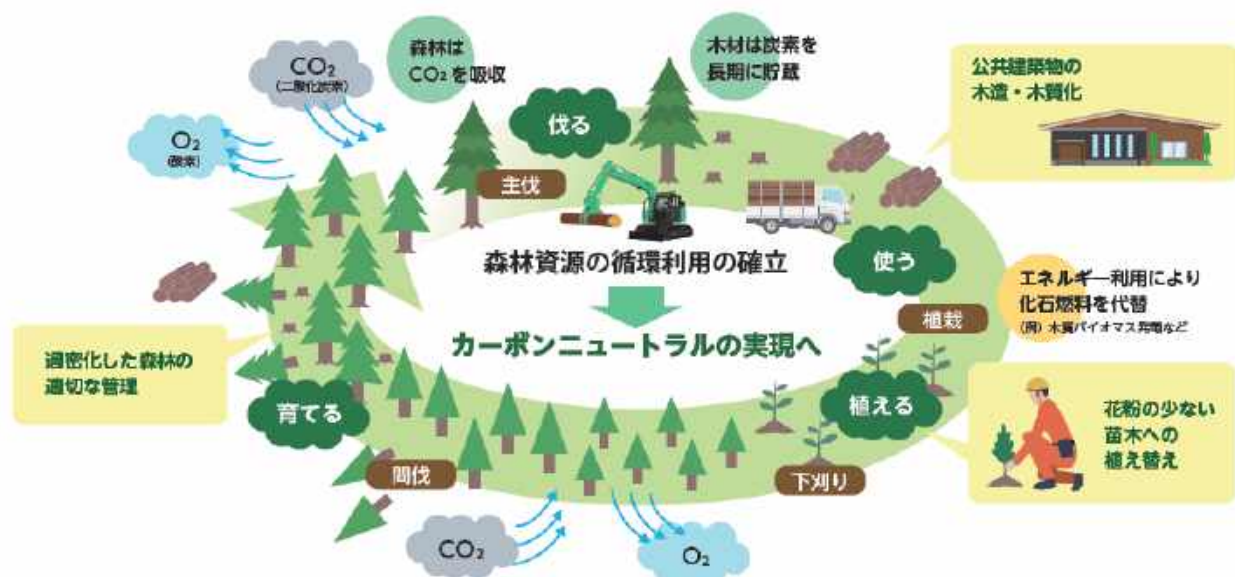
国では、森林・林業施策の基本的な方針等を定める森林・林業基本計画について、森林・林業をめぐる情勢の変化等をふまえて、おおむね5年ごとに変更することとしています。

令和3(2021)年6月に閣議決定された新しい森林・林業基本計画では、林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現するほか、森林が豊かな生物多様性を支える重要な構成要素であるとの認識に立ち、持続的な林業生産活動を通じて多様な森林の形成をめざした森林資源の適正な管理・利用、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換が可能となる「新しい林業」に向けた取組の展開、木材産業の競争力の強化、都市等における「第2の森林」づくり、新たな山村価値の創造、の5つを柱として施策に取り組むこととされました。

(2) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた動き

深刻化する地球温暖化問題については国際的な対応が求められ、令和2(2020)年以降の温室効果ガス排出削減に関する枠組であるパリ協定が発効される中、気候変動による影響が各方面で現れていることから、日本を含む多くの国々が「2050年カーボンニュートラル」を表明しました。また、令和2(2020)年12月に、国はグリーン社会の実現をめざし、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた工程表である「グリーン成長戦略」を公表しました。

森林・林業・木材産業分野においては、森林・林業基本計画に示された森林の有する多面的機能の発揮に関する目標と林産物の供給及び利用に関する目標の達成に向けた適切な森林整備・保全や木材利用等の取組を通じ、中長期的な森林吸収量の確保・強化を図り、2030年度の温室効果ガス排出削減目標の達成や、2050年カーボンニュートラルの実現への貢献をめざすこととしています。このため、適切な間伐の実施等の取組に加え、人工林においては「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用の確立を図り、木材利用を拡大しつつ、成長に優れたエリートツリーによる再造林等により成長の旺盛な若い森林を早期かつ確実に造成していくことなどの取組を推進していくことが重要となっています。



森林資源の循環利用とカーボンニュートラルのつながり

(3) 森林環境税及び森林環境譲与税の導入

国においては、パリ協定の枠組みの下における日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31(2019)年4月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」を施行し、森林環境税及び森林環境譲与税を創設しました。

この森林環境譲与税については、令和元(2019)年から全国の都道府県及び市町村に譲与されており、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に活用されています。

また、森林環境譲与税の財源として、令和6(2024)年度からは森林環境税の課税が開始されていることから、市町及び県における森林環境譲与税を活用した森林整備や林業人材の育成等の取組に対する県民の注目が集まっています。



森林環境税と森林環境譲与税の仕組み

(4) 森林経営管理制度の運用開始

経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受けて経営管理することや、意欲と能力のある林業経営者に再委託することを可能とする森林経営管理制度が創設され、令和元(2019)年度から運用されています。

この森林経営管理制度は市町村が主体的に進めていく制度であることから、森林・林業行政における市町村の役割はますます重要となってきた一方で、県内の市町においては林務担当者が不足するなど、それぞれの課題を抱えていることから、円滑に制度が運用され、さらなる森林経営管理制度の推進が図られるよう、県として市町の課題に応じたサポートを行っていく必要があります。

(5) 「みえ森林教育ビジョン」の策定

私たちの暮らしにおいて木材が使われる機会が減少する中で、本県の森林は、人工林の多くが本格的な利用期を迎えているにもかかわらず十分に活用されず、森林を整備・更新することが難しくなっています。また、人口減少や少子高齢化の進展、気候変動等により、これまで当たり前とできてきた暮らしや経済の持続可能性が脅かされてきており、SDGsの達成や脱炭素社会の実現等に向けて、あらためて、森林や木材と私たちの関係を見つめ直す時期に来了ことから、森林と私たちの暮らし、経済がともに持続可能で豊かな社会を作っていくことを目的に、「みえ森林教育ビジョン」を令和2(2020)年10月に策定しました。

「みえ森林教育ビジョン」において、①森林や木材が暮らしや経済に当たり前に取り入れられている社会づくりへ向けた教育、②森林に関わる活動やビジネスを志すきっかけとなる教育、③自ら考え、判断して行動する力を育む森林教育、の3つの基本的考え方を設定し、子どもから大人まで一貫した教育体系の構築や、森林をフィールドとした体験活動の機会の拡大等を進めています。

一方、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で外出が控えられたため、森林や自然を体験できる機会が減少していました。しかし、令和5(2023)年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行し、県民が森林や自然とふれあえるフィールドとなる自然公園施設等における自然体験のニーズが回復しつつあることから、引き続き、「みえ森林教育ビジョン」に基づく取組を進めていく必要があります。

（６）「三重の木づかい条例」の制定

木材を利用することは、森林の有する多面的機能の持続的な発揮、林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化に資するほか、県民の皆さんの健康で快適かつ豊かな暮らしの実現に寄与します。

しかし、生活様式の変化等により木材利用は減少傾向にあるとともに、長期にわたって木材価格が低迷するなど、木材利用を取り巻く状況は深刻なものとなっていることから、令和 3 (2021) 年 4 月に「三重の木づかい条例」を施行し、県、市町が整備する公共建築物等における木材の利用や、日常生活や事業活動においても積極的に木材利用に取り組み、さまざまな形で暮らしの中に木を取り入れるなど、県を挙げて木材利用を推進することとしました。

また、県民一人ひとりが木材利用の意義を認識し、人生を豊かなものにしていくため、木材利用に関する必要な措置を講じるための指針として、同条例に基づいて「みえ木材利用方針」を令和 3 (2021) 年 10 月に策定し、原則、県の整備する公共建築物は木造・木質化するなど、木材利用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。



（７）「三重の森林づくり条例」の改正

平成 17 (2005) 年 10 月に「三重の森林づくり条例」が制定されて以降、森林経営管理制度の創設により、森林・林業行政における市町の役割が拡大し、県と市町が緊密に連携して森林づくりを進めていくことが重要になるとともに、「みえ森林教育ビジョン」の制定、森林資源の本格的な利用期の到来や木材需要の多様化など、森林・林業を取り巻く環境が大きく変化しました。

これらの森林・林業をめぐる情勢の変化をふまえて、令和 3 (2021) 年 3 月に「三重の森林づくり条例」を改正し、新たに県と市町とが協働して三重の森林づくりを進めていくことなどが規定されました。

（８）みえ森と緑の県民税の見直し

県では、平成 26 (2014) 年度からみえ森と緑の県民税を導入し、県と市町が役割分担して災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりに取り組んでいます。

平成 30 (2018) 年度にみえ森と緑の県民税の見直しを行い、令和元 (2019) 年度から第 2 期制度をスタートしましたが、令和 5 (2023) 年度末で 5 年が経過することから、第 2 期の取組状況について評価・検証したうえで、見直しを行いました。

その結果、依然として台風の大型化や異常気象に伴う災害が全国各地で発生するなど、災害に強い森林づくりの必要性が高い状況が続いていること、また、県民全体で森林を支える社会づくりには、森林教育等の取組を長期的・継続的に実施していくことが重要であることから、第 3 期制度として、引き続き取り組むこととしました。

また、国の森林環境譲与税との関係については、使途や目的を棲み分け、「三重県における森林環境譲与税活用についての基本的な考え方」を定めて市町と共有し、両税を有効活用した三重の森林づくりを進めています。

(9) 花粉発生源対策の推進

国では、多くの国民を悩ませている花粉症問題の解決に向けて、令和5(2023)年10月11日の関係関係会議において、「花粉症対策の全体像」で想定している期間の初期の段階から集中的に実施すべき対応を「花粉症対策 初期集中対応パッケージ」としてとりまとめました。

このパッケージにおける花粉発生源対策として、花粉の発生源となるスギ人工林の伐採面積を現行の約5万 ha/年から10年後には約7万 ha/年まで増加させるため、重点的に伐採・植替え等を実施する区域を設定し、花粉の少ない苗木・他樹種への植替え等を進めることが示されました。

県においても、国が定めた方針に基づき、重点区域を設定し、花粉の少ない苗木への植替えなど、花粉発生源対策を推進していくこととしています。



花粉の少ない苗木

(10) 利用期を迎えた森林資源の活用促進

林業の採算性の悪化により、伐採後の再造林費の捻出が厳しい状況にあることから、多くの森林所有者が主伐を控えています。また、再造林を行ったとしても、ニホンジカ等の食害により更新が困難になるなどの事例が森林所有者の森林経営意欲をさらに後退させています。

一方で、県内の森林については、人工林の約8割が50年生を超えており、森林資源が充実している状況となっています。

多くの県民から期待されている温室効果ガスの吸収源としての機能を高めるとともに、林業の成長産業化を図り、持続可能な林業の確立や大型需要者へ県産材を安定的に供給していくため、林業のスマート化による生産性の向上のほか、伐採と造林の一貫作業システムの導入や成長・材質の優れた苗木の植栽等による低コスト造林を促進し、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を推進していく必要があります。

(11) 林業人材の確保・育成

本県の林業就業者数は、令和2(2020)年の国勢調査では930人と、40年前に比べて約4分の1に減少しており、長期的に減少傾向となっています。

今後、森林資源の循環利用に向けた主伐・再造林の加速化や、森林環境譲与税を活用した林業経営に適さない森林における森林整備の増加が見込まれる中、森林を適正に管理し、林業を持続的に発展させていくためには、林業労働力の確保・育成が課題となっています。

このため、「みえ森林・林業アカデミー」において主に既就業者を対象として、次代を担う林業人材を育成するほか、「公益社団法人みえ林業総合支援機構」と連携して、新規就業者の確保に向けた取組を進めていくことが重要となっています。

また、国においては、国際的な人材確保に向けて、「特定技能制度」1号に林業の職種が追加されるなど、新たな労働力の確保への期待が高まっていることから、外国人材を含めた多様な労働力を確保していくための労働環境や受け入れ体制の整備を進めていく必要があります。



林業人材の育成

(12) 全国植樹祭の招致の表明

全国植樹祭は、国土緑化運動の中心的かつ全国的な行事として、天皇皇后両陛下の行幸啓を仰ぎ、「公益社団法人国土緑化推進機構」と都道府県との共催によって毎年開催されており、全国各地から多数の参加者を得て、両陛下によるお手植え・お手播きや各種表彰、参加者による記念植樹等が行われています。

本県では、昭和 55(1980) 年の「三重県民の森」における第 31 回全国植樹祭以降は開催されていませんでしたが、令和 2(2020)年 12 月 21 日の三重県議会において「全国植樹祭の招致に関する決議」が全会一致で可決され、令和 3(2021)年 2 月 17 日には知事が、県議会において「紀伊半島大水害から 20 年の節目となる令和 13 年に招致する」ことを表明しました。

全国植樹祭を本県で開催することは、県民の皆さんが森林の大切さを見つめ直し、森林や緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める絶好の機会であることから、開催に向けて準備を進めていく必要があります。

(13) 木材需給を巡る状況の変化

国においては、今後も少子高齢化による人口減少が進むと推計されており、新設住宅着工戸数の減少傾向も継続する見込みです。こうした中、建築物分野での木材需要の拡大には、これまで木造化が進んでいなかった中高層建築物、オフィスビルや商業施設等の低層非住宅建築物の木造・木質化を進め、新たな木材需要を創出していくことが重要となっています。

こうした中、県においては、「三重の木づかい条例」に基づく「みえ木材利用方針」を策定し、県産材利用の推進に取り組んでいるほか、市町においても「木材利用方針」の策定や森林環境譲与税を活用した木材利用の取組が進められており、公共建築物を中心に、積極的な県産材利用の動きが広がってきています。

また、木材価格については、昭和 55(1980)年にピークを迎えたあと、2000 年代にかけて木材需要の低迷や輸入材との競合により下落し、その後ほぼ横ばいで推移していましたが、令和 3(2021)年に米国における木材需要の高まりや海上輸送の混乱等により、全国的な木材価格の高騰、いわゆるウッドショックが発生し、本県においても大きな影響がみられました。令和 4(2022)年から令和 5(2023)年にかけては、ウッドショックの収束により、木材価格は下落傾向にありますが、ウッドショック前と比較すると高値の水準となっています。

こうした海外の情勢による木材需給のひっ迫が発生したことにより輸入材のリスクが顕在化したことを受け、国産材への転換の動きが進んでいることから、県ではこの動きに対応して、原木や製品をこれまで以上に安定供給できる体制の構築をめざし、サプライチェーンを強化していく必要があります。



みえ森林・林業アカデミー棟
(大・中教室)

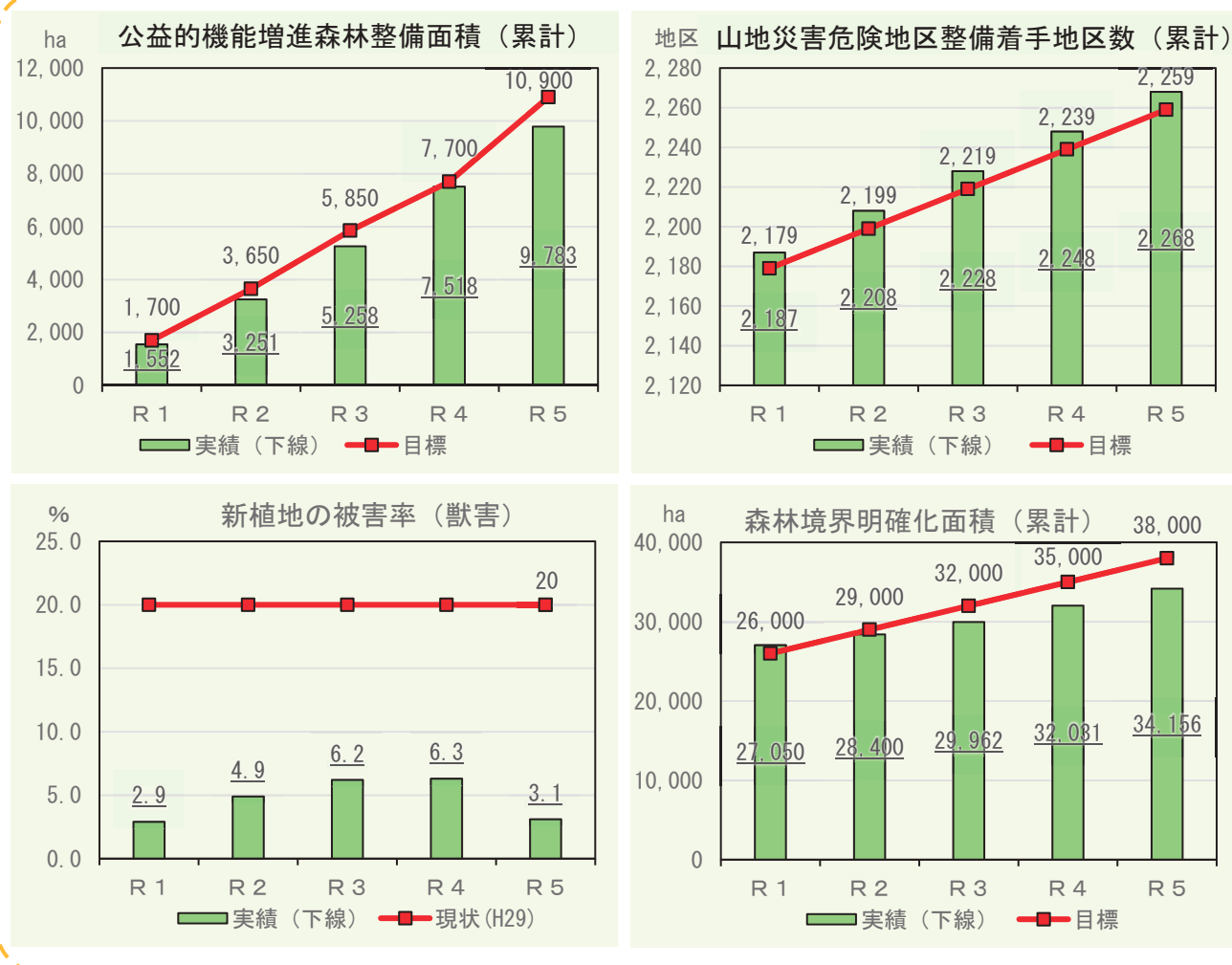


名張きぼうのこども園

3 前基本計画の取組の成果と課題

【基本方針1 森林の多面的機能の発揮】

(前計画の取組の成果)



- 平成 31(2019)年度から令和 5(2023)年度までに、県及び市町の公的主体による公益的機能の発揮をめざした間伐等の森林整備を進め、環境林を中心に 9,783ha の森林において整備を実施しました。
- 山地災害を未然に防止するため、山地災害危険地区における治山施設の整備を進め、令和 5(2023)年度末時点で累計 2,268 地区の山地災害危険地区で事業に着手しています。また、集中豪雨等により発生した災害の復旧工事や機能が低下した保安林の機能向上を図る本数調整伐を実施しました。
- 増加するニホンジカ等の野生鳥獣による被害を防止するため、みえ森と緑の県民税を活用し、植林地への獣害防止施設等の設置への支援や設置後の点検を強化するとともに、ニホンジカの生息頭数の適正化に向けた効率的な捕獲方法の研究等を進めました。
- 森林整備を進めるうえで必須となる森林境界明確化について、市町における森林環境譲与税を活用した事業を中心に進められ、令和 5(2023)年度末時点で累計 34,156ha の森林で境界明確化が実施されました。

- みえ森と緑の県民税を活用し、150 箇所、608ha の森林において流木となるおそれのある危険木の除去や溪流沿いの山腹で土砂や流木の流出を抑止するための災害緩衝林を整備しました。また、災害緩衝林の周辺等における流域全体の防災機能を強化する森林整備が、13 市町の1,652ha の森林において実施されたほか、令和2(2020)年度からは台風時等の倒木被害により電線等のライフラインを寸断するおそれのある危険木の事前伐採が進められ、11 市町で約1万3千本の危険木が伐採されました。
- 令和元(2019)年度から全国の市町村に譲与されている森林環境譲与税を活用し、令和5(2023)年度末時点で、22 市町において森林経営管理法に基づく意向調査等の取組が進められており、林業経営に適さない森林を中心に3,014haの間伐等の森林整備が実施されました。県では、市町の取組が円滑に進むよう、「みえ森林経営管理支援センター」に市町への専門的・技術的な助言が可能なアドバイザーを配置するなど、市町の支援に取り組みました。
- 荒廃した溪流内や治山施設に異常に堆積した土砂や流木について、集中豪雨等により下流へ流出することを防止するため、みえ森と緑の県民税を活用し、13 箇所において、18,787 m³の土砂及び149 m³の流木の搬出・除去を実施しました。



整備前



整備後

災害緩衝林の整備



治山施設



獣害防止施設

(課題)

- 公益的機能増進森林整備面積については、令和5(2023)年度末時点の累計は9,783haとなり、目標は達成できませんでした。市町においては、令和元(2019)年度から譲与されている森林環境譲与税を活用し、手入れ不足の森林の整備が進められ、単年度での森林整備面積は年々増加してきていますが、所有者の世代交代に伴い境界が不明確になっている森林が増加していることや、市町の林業職員の不足等から、森林整備の着手が遅れていることが大きな要因となっています。
- 市町における森林環境譲与税を活用した取組をはじめ、公的主体による森林整備の促進に向けては、引き続き、市町の課題に応じた人的・技術的な支援に取り組むとともに、公益的機能が低下した保安林の整備や流域全体での防災機能強化等の既存事業と併せて、計画的に森林整備を進めていく必要があります。
- ニホンジカ等の野生獣による被害率は、獣害防止施設の整備への支援等の対策の結果、5%程度で推移しており、平成29(2017)年度の被害率20%と比較すると大幅に低下していますが、依然として被害は発生しています。獣害による再造林意欲の低下を起因とした再造林放棄地や更新不良地の増加を防ぐため、引き続き、効率的な捕獲と被害対策を進める必要があります。
- 山腹崩壊・地すべり・崩壊土砂流出等による災害発生の危険性がある山地災害危険地区において、重点的に治山ダム等の施設を整備し、県民の安全・安心の確保につなげていますが、令和5(2023)年度末時点で山地災害危険地区の判定箇所は合計で4,192地区あることから、引き続き、治山事業等による施設整備を進めていく必要があります。
- 森林所有者の林業経営意欲の低下や相続による世代交代等により境界が不明確な森林が増加し、所有者の特定等が困難になってきていることから、森林の多面的機能の発揮に必要な森林整備を促進するため、森林境界の明確化をより一層進めていくことが重要です。
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、人工林の伐採・植替えを促進することで森林の若返りを図り、森林のCO₂吸収機能を高めていく必要があります。また、持続的に森林の多面的機能を発揮させていくためには、伐採後の確実な更新を進めることが特に重要となります。さらに、森林のCO₂吸収機能に経済的価値を生み出すJ-クレジット制度等の活用促進により新たな収益を獲得し、間伐等の適正な森林整備を拡大していく必要があります。
- 令和元(2019)年10月台風による宮城県等の東日本での土砂災害や令和2(2020)年7月豪雨による九州地方での土砂災害、令和6(2024)年1月1日に発生した石川県能登半島地震など、大規模な自然災害が全国各地で頻発しており、引き続き、治山事業やみえ森と緑の県民税による災害に強い森林づくりを着実に進めていく必要があります。
- 国民の約4割が罹患しているといわれている花粉症対策の一環として、花粉の発生源となっているスギ・ヒノキ林において花粉の少ない苗木への植替えを促進し、花粉の発生を抑えた多様で健全な森林へ転換していく必要があります。



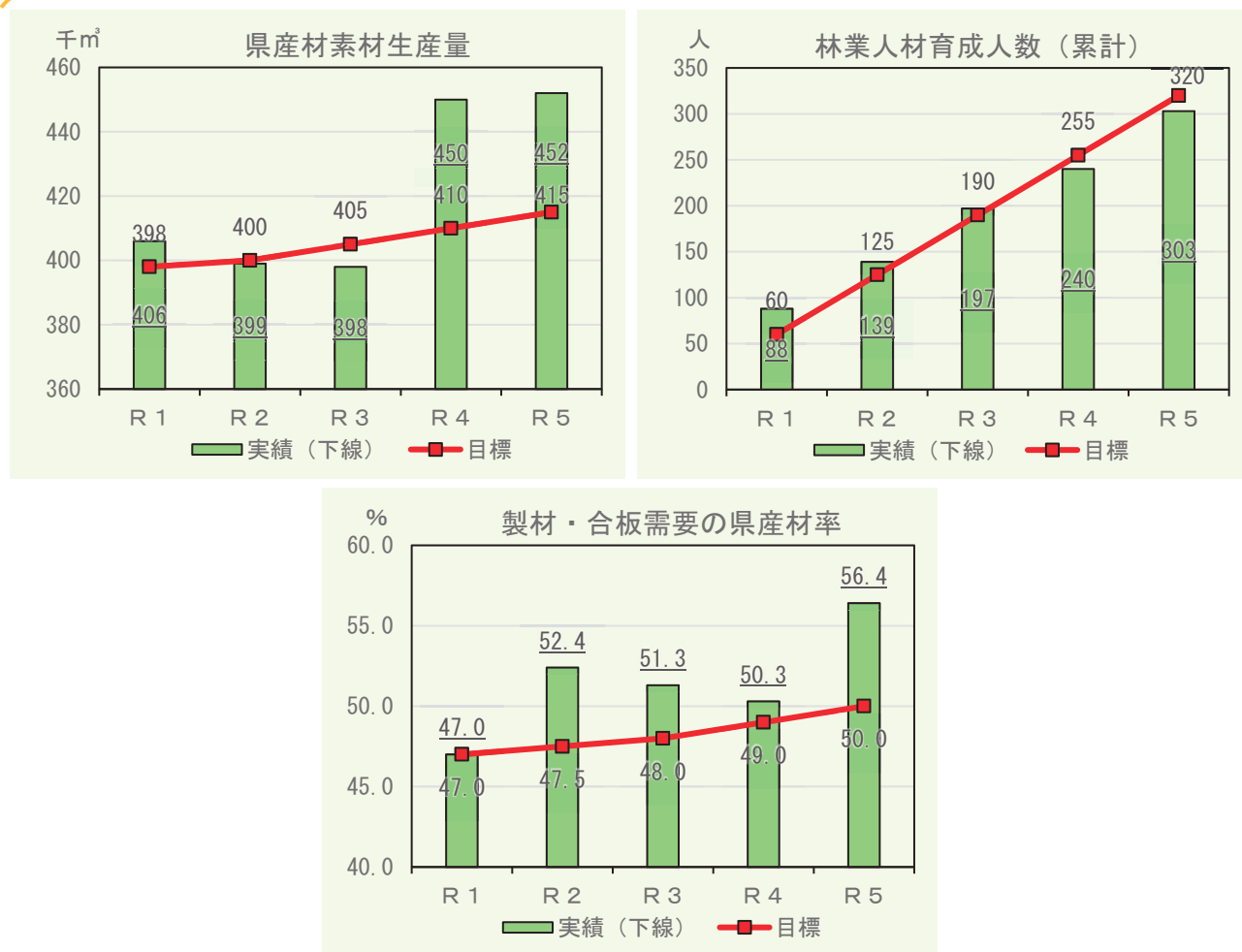
みえ森林経営管理支援センター
による市町支援



ニホンジカの捕獲

【基本方針 2 林業の持続的発展】

(前計画の取組の成果)



- 間伐や路網整備への支援に取り組むとともに、森林施業の集約化、生産性向上に向けたスマート林業の普及、林業人材の育成、県産材の需要拡大など、川上から川下までの総合的な対策に取り組み、県産材素材生産量は令和 5 (2023) 年度に 45 万 2 千 m³ となり、計画開始時と比べ、1.3 倍に増大しました。
- 平成 31 (2019) 年 4 月に本格開講した「みえ森林・林業アカデミー」において、新たな視点や多様な経営感覚を備えた林業人材の育成として、主に既就業者を対象としたディレクター育成コース、マネージャー育成コース、プレーヤー育成コースの基本 3 コースや市町職員講座等を開催し、令和 5 (2023) 年度末時点で、累計 303 人の育成を行いました。
- 県内の製材工場等において取り扱う原木を外国産材・県外産材から県産材へ転換していくため、県内の建築士、素材生産事業者、製材事業者等の人的ネットワークの形成によるサプライチェーンの強化に取り組んだ結果、令和 5 (2023) 年度末時点で製材・合板需要の県産材率は 56.4% となりました。
- 令和 3 (2021) 年 4 月に施行した「三重の木づかい条例」に基づき、同年 10 月に「みえ木材利用方針」を策定し、県の整備する公共建築物の木造・木質化や公共土木工事での県産材の積極的な利用を推進した結果、令和 5 (2023) 年度までに県の 78 施設の公共施設の木造・木質化が進んだほか、治山ダムやガードレールに県産材を活用するなど、県産材需要の拡大につなげました。

- 県産材の需要拡大に向け、建築物分野では、中大規模建築物や非住宅等の木造設計を行える人材の育成や木造非住宅建築物の設計費の支援に取り組むとともに、建築物以外での生活のさまざまな場面においても木材が利用されるよう、県産材を活用した魅力的な建築物のコンクールや、日常生活において使用する県産木製品に関するコンテストを通じた県産材のPR等に取り組み、令和5(2023)年度末時点での県産材の需要量は21万9千m³となりました。
- 林業・木材産業のスマート化の実現に向け、令和5(2023)年度末時点で2,864km²の航空レーザ測量を実施して、森林資源情報を整備したほか、林業事業体におけるスマート技術を活用した機器の導入を支援しました。また、令和4(2022)年9月には、産官学民の連携のもと「みえスマート林業推進協議会」を設置し、スマート技術に関する先進事例の情報収集や発信、研修会の開催、現場実装に関する調査・検証等を行い、スマート林業の実現に向けて、林業関係者間での普及に取り組みました。
- 林業の担い手の確保については、首都圏等での就業相談会への出展のほか、林業体験ツアーや県内高校生を対象とした就業相談会の開催等に取り組み、毎年30名程度の新規就業者を確保しています。また、新規就業者の確保対策、林業従事者のスキルアップや新たなチャレンジへの支援、林業事業体の育成強化など、総合的な林業人材・経営体育成支援を実施することを目的に令和3(2021)年8月に設立された「公益社団法人みえ林業総合支援機構」と連携し、就業希望者から既就業者まで一貫した人材育成と活動支援が行える体制を構築しました。
- 林業事業体における施設外就労等の促進や障がい者の就労機会のさらなる拡大に向け、令和5(2023)年度末時点で、林業と福祉をつなぐコーディネーターを8人育成するとともに、コーディネーターの活動への支援を行い、16件の林福連携の取組につなげ、新たな担い手の確保や障がい者の活躍の場の創出につなげました。



森林作業道



公共土木工事での木材利用

(課題)

- 県内の人工林の約8割が50年生を超え、森林資源が利用期を迎えていることから、林業の持続的な発展や大型需要への県産材の安定供給に向けては、主伐・再造林を促進し、素材生産量を増大していくことが必要ですが、山元立木価格の長期低迷を背景に、木材販売による収益に対し、伐採から再造林・保育に係る経費が高く、採算性が悪化していることから、主伐・再造林が控えられています。このため、これまで進めてきた施業集約化や路網整備等の取組に加え、ICT等のスマート技術の導入の促進や低コスト造林を推進し、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を図り、持続可能な循環型林業を確立していく必要があります。

- 平成 30(2018)年度の県内における大型合板工場や複数の木質バイオマス発電施設の立地により、B・C材の需要が増大していますが、需要量に対して供給量が不足しています。また、世界的な木材需給のひっ迫による木材価格の高騰により、外国産材の代替として県産材の需要が高まっていることから、川下の需要の増加やニーズの多様化にも的確に対応できるよう、川上から川下までの関係事業者が連携して原木を安定供給できるサプライチェーンを構築し、木材流通の効率化を図る必要があります。さらに、持続的な林業経営に向け、再造林を考慮した林業の採算性を確保するため、木材販売による収益性が相対的に高いA材の需要の拡大も必要となります。
- 「みえ森林・林業アカデミー」の基本コースについては、毎年定員（25 名）を上回る応募があるものの、主に既就業者を対象としていることにより受講生の業務上や家庭の都合で受講を途中辞退する者が生じています。今後は、受講生や受講生を派遣する事業体のニーズ等の把握や、カリキュラムのブラッシュアップに努めるとともに、令和 5（2023）年 4 月に供用を開始した「みえ森林・林業アカデミー棟」の充実した教育環境を十分に活用し、林業人材の育成を進めていく必要があります。
- 少子高齢化による人口減少等の影響により、新設住宅着工戸数は減少していくと予想されていることをふまえ、県産材の需要を拡大していくためには、住宅に使用される県産材の割合を高めていくとともに、木材の使用割合が低位に留まっている非住宅建築物での木材利用を拡大していく必要があります。また、建築物だけでなく、県民の日常生活や事業活動の幅広い場面においても、県産材利用を促進していくことも必要です。
- 意欲と能力のある林業事業者において効率的な木材生産活動が行われるよう、林業経営の成り立つ森林においては、森林経営計画や森林経営管理制度に基づく施業の集約化をさらに促進する必要があります。
- 林業現場は厳しい自然条件下での人力作業が多く、作業の省力化・効率化が大きな課題となっていることから、効率的な路網整備や高性能林業機械の導入のほか、I C T等の技術を活用したスマート林業の現場実装を加速化していく必要があります。
- 林業就業者数が減少している中で、持続可能な循環型林業の確立に向けた主伐・再造林を促進していくためには、社会状況の変化やニーズに対応し、新たな視点や多様な経営感覚を備えた、次代を担う林業人材を確保・育成していく必要があります。また、少子高齢化による人口減少もふまえ、異業種との連携や外国人等の多様な人材の活用も促進していく必要があります。



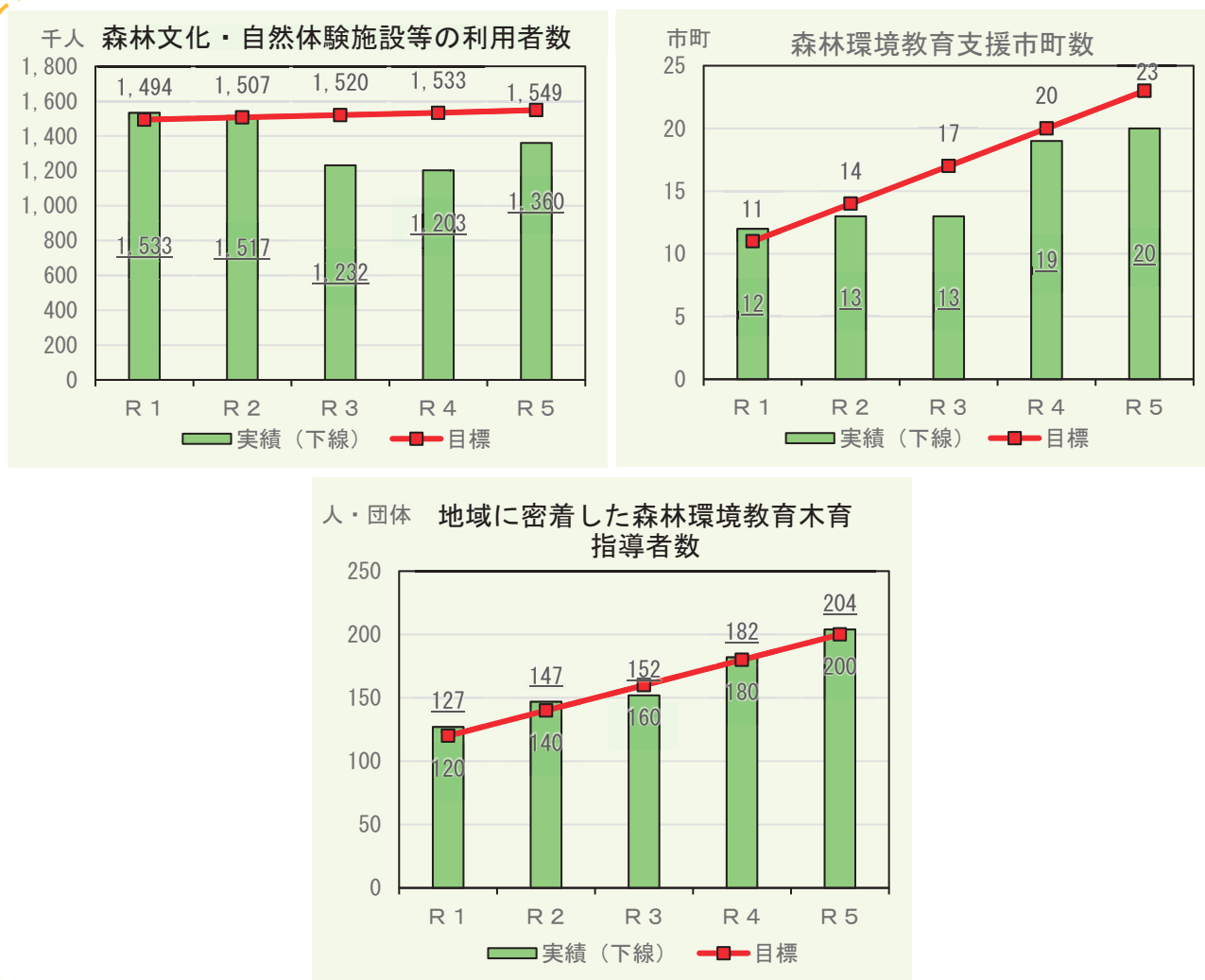
みえ森林・林業アカデミーにおける
人材育成
（プレーヤー育成コース）



高性能林業機械による木材生産

【基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興】

(前計画の取組の成果)



- 森林文化・自然体験施設等の利用者を増加させるため、「三重県民の森」や「三重県上野森林公園」での自然観察会の開催や、みえ森と緑の県民税を活用した近畿自然歩道等における自然観察ツアーの開催に取り組んだ結果、令和5(2023)年度における利用者数は136万人となりました。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、感染リスクの低い近場の自然体験施設の需要が増えたことにより、主に地域住民に利用されている森林公園の利用者は増加しましたが、観光として多く利用されている自然歩道等の利用者は大幅に減少しました。
- 学校や地域で実施される森林教育や森づくり活動にかかる相談窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」の運営や、小中学校における森林教育の出前授業の実施などの支援を行った結果、森林環境教育支援市町数については、令和5(2023)年度は20市町となりました。
- 地域に密着した森林環境教育・木育指導者数については、「みえ森づくりサポートセンター」で指導者養成講座を開催し、森林教育の指導者の養成に取り組んだ結果、令和5(2023)年度末時点では、204人となりました。
- これまで取り組んできた森林環境教育・木育を発展させ、森林や木材と私たちの関係をより良いものにしていくため、森林や木・木材に親しみ、自ら考え、判断して行動できる人づくりを目標とした「みえ森林教育ビジョン」を令和2(2020)年10月に策定し、その実現に向け、森林教育シンポジウムの開催や小学校における森林教育に活用される「みえ森林ワークブック」を作成し、森林教育の裾野の拡大に取り組みしました。

- 木製の玩具や森林に関する絵本等が常設され、気軽に森林や木・木材の魅力にふれることができる「みえ森林教育ステーション」の認定に向けた支援を行い、令和5(2023)年度末時点で累計29施設を認定しました。また、令和3(2021)年度には「三重県民の森」の自然学習展示館の改修を行い、森林教育の実践フィールドや、森林教育指導者の活躍の場として活用し、令和5(2023)年度末までに累計で約2万2千人に利用されました。
- 身近な自然とのふれあいの場となる里山の保全等については、市町においてみえ森と緑の県民税を活用した里山整備等に取り組む活動団体への支援が実施されており、地域住民や団体等による自主的な保全活動が促進されています。
- 森林文化の振興については、みえの森フォトコンテストの開催やその入賞作品の展示により森林文化の魅力発信を行うとともに、三重県が誇る自然景観等の地域資源を活用した自然体験ツアーの開催により森林文化を体験する機会を提供しました。

(課題)

- 山村地域における過疎化の進行や生活様式の変化に伴う人と里山との関りの減少、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による自然体験機会の喪失等により、人と森林・自然との関係が希薄化しています。このため、森林文化や森林教育の振興に向けては、市町・活動団体等のさまざまな主体と連携し、継続的に身近な自然とのふれあいの場となる里山等を整備するとともに、自然体験イベントを開催するなど、森林や自然環境の大切さを学べる環境を充実させていく必要があります。
- 「みえ森林教育ビジョン」に基づき、森林教育の裾野を拡大していくため、森林教育に気軽にアクセスできる場や機会の拡大、保育や教育への森林教育の普及、大人や企業を対象とした森林教育の拡充、子どもから大人まで一貫した教育体系の構築等の取組をさらに進めていく必要があります。
- 子どもの頃に森林とふれあう機会が多いほど、積極的に森林に関わっていきたいと考える傾向があることから、森林教育指導者による支援や森林教育プログラムを充実させるなど、学校教育や保育現場において森林教育に取り組みやすい環境づくりを進めていく必要があります。



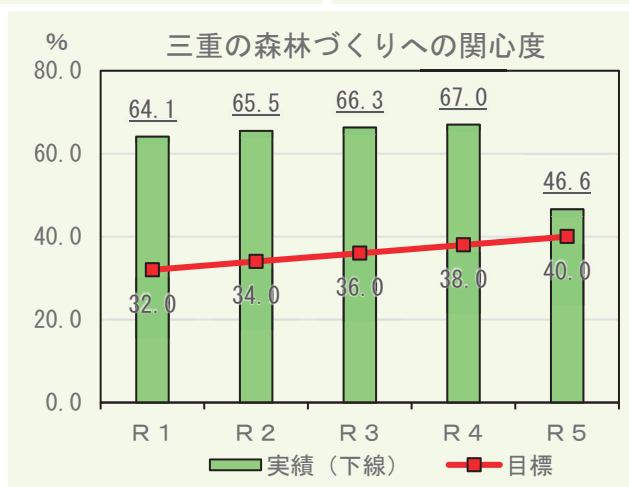
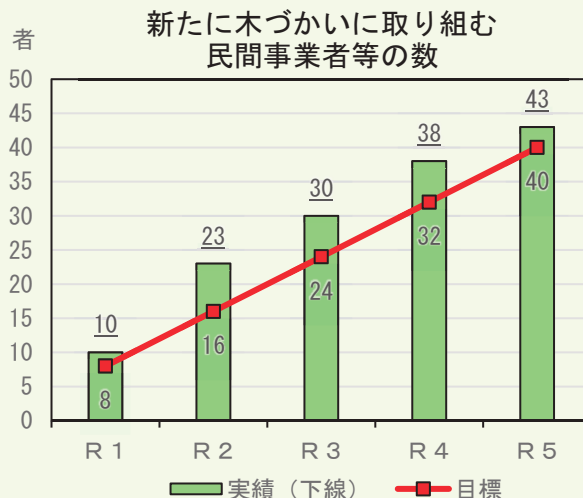
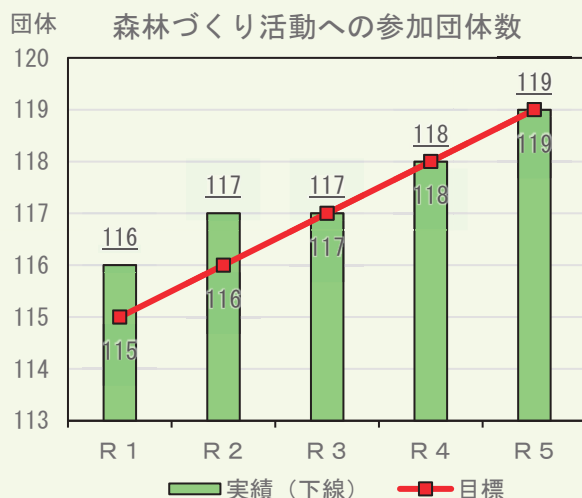
小学校での森林教育



自然体験ツアー

【基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進】

(前計画の取組の成果)



※令和5年度からアンケートの実施方法が変更となったため、令和5年度以降は傾向を把握するための参考数値となります。

- 県民の皆さんの森林づくり活動への参画を促すため、地域で実施される森林づくり活動の相談窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」を運営し、活動に必要な基礎知識や技術に関する講座の開催や資機材の貸し出しなど、森林づくり活動団体への支援を行ったほか、森林づくり活動に取り組もうとする企業と活動フィールドのマッチングサポートに取り組んだ結果、令和5(2023)年度の森林づくり活動への参加団体数は119団体となりました。
- 県民全体での木づかいを促進するため、観光業界や飲食店等へ働きかけるなど、PR効果の大きい民間事業者による自発的な木づかいを推進した結果、令和5(2023)年度末時点で新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数は43者となりました。
- 県民の皆さんの森林や緑を大切に思う意識を醸成するため、県民参加の植樹祭や森の学校を開催するとともに、「公益社団法人三重県緑化推進協会」と連携し、児童・生徒を対象とした国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクールの開催等に取り組んだ結果、令和5(2023)年度の三重の森林づくりへの関心度は46.6%となりました。
- 企業の森については、SDGsやカーボンニュートラルへの貢献の気運の高まりから、CSR活動として森林づくりに関わろうとする企業が増加しており、令和6(2024)年3月現在で30箇所157haの森林において企業と地域との連携を深めつつ森林整備等が進められています。

(課題)

- 森林の恩恵は広く県民が享受しているものであり、森林は県民共有の財産であるとの認識を深めていくため、森林や木づかいに関するイベントの開催や情報発信に取り組む必要があります。
- 森林づくりに取り組む県民・企業・団体等のさらなる拡大に向け、引き続き、森林づくりに必要な知識・技術を学ぶ研修機会の提供や、ニーズに合った活動フィールドの提案等に取り組む必要があります。
- 令和 13(2031)年の招致を表明している全国植樹祭は、県民の皆さんが森林の大切さを見つめ直し、森林や緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める絶好の機会であることから、開催に向けて準備を進めていく必要があります。
- 森林づくりに取り組むNPO、企業、教育機関、行政等によるネットワークを構築し、それぞれの交流や情報交換等を通じ、県民の森林づくりへの意識を醸成していく必要があります。
- 「三重の木づかい条例」に基づき、さまざまな形で暮らしの中に、県産材をはじめとする木材が取り入れられている社会づくりを進めていくため、気軽にできる木づかいとして、生活の中で利用機会の多い身のまわりの生活用品における木材利用の推進に取り組む必要があります。



森林フェスタ

みえの木製品コンテスト
(三重の木 アロマ鉛筆)

4 基本計画の期間

平成 31(2019)年 4 月に策定した基本計画では、森林・林業を取り巻く社会情勢の変化のスピードが速まっていることや、概ね 5 年を目安として基本計画の見直しを行っていることをふまえ、条例で掲げている「100 年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現」をめざしていくための中長期的な目標設定として、計画策定時から 10 年先を目標年次として施策を展開しました。

今回の基本計画においても、社会情勢の変化やこれまでの基本計画の見直し時期を考慮し、目標年次を令和 7(2025)年度から 10 年後の令和 16(2034)年度とし、その実現に向けて必要な施策を示すこととします。

第1章 基本方針

1 条例の基本理念

条例では、森林づくりに関する施策を進めるうえでの基本理念として次のとおり規定しています。

(多面的機能の発揮)

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(林業の持続的発展)

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることに鑑み、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

(森林文化及び森林教育の振興)

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることに鑑み、その保全及び活用が図られなければならない。

(県民の参画)

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることに鑑み、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

基本計画では、この基本理念を受けて4つの基本方針を定めます。

- ・基本方針1 森林の多面的機能の発揮
- ・基本方針2 林業の持続的発展
- ・基本方針3 森林文化及び森林教育の振興
- ・基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

2 基本方針と目標

三重の森林づくりの基本方針と、令和 7 (2025) 年度から令和 16 (2034) 年度までの 10 年間で実現をめざす目標は、それぞれ次のとおりです。

基本方針 1 森林の多面的機能の発揮



森林は、カーボンニュートラルの実現に向けて期待が集まっているCO₂吸収機能をはじめ、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、林産物の供給等の多面的機能を有し、適正な管理を行うことで、これらの機能を複合的に発揮させることができます。

このため、森林に求められる機能や地形条件等に応じた適切な森林管理を推進するとともに、森林づくりを支える森林情報の的確な把握、森林の公的管理、適正な伐採と確実な更新を進め、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

指 標	単 位	現状R5 (2023)	R16 (2034)
公益的機能増進森林整備面積※1	ha (累計)	2, 265 (参考：R5単年) ※5	22, 900
再造林面積※2	ha	127	471
山地災害危険地区整備着手地区数※3	地区 (累計)	20 (参考：R5単年) ※5	200
森林境界明確化面積※4	ha (累計)	34, 156	63, 600

- ※1 公益的機能増進森林整備面積とは、公益的機能の発揮をめざして、環境林を中心に公的主体（県・市町）によって進める間伐等森林整備の面積をいいます。
- ※2 再造林面積とは、主伐等で伐採された人工林において、植栽を行った面積をいいます。
- ※3 山地災害危険地区整備着手地区数とは、山地災害危険地区において治山ダム等の整備に着手した地区数をいいます。山地災害危険地区とは、林野庁が定める調査要領に基づき、地形や地質、植生状況等の条件により森林の状態を評価し、崩壊や土砂流出等の危険が高いと考えられる箇所のうち、人家、道路等の保全対象への影響が大きい地区を県が判定したものです。
- ※4 森林境界明確化面積とは、森林整備を進めるにあたり、現地立ち合いや測量等によって所有者情報を整備した森林の面積をいいます。
- ※5 目標値が10年間の累計値の指標のうち、現状欄に「参考：R5単年」と記載のある値については、目標値がR6からの累計値であることから、R5単年値を参考として示したものです。



適正に管理された森林



土砂流出防備保安林

基本方針 2 林業の持続的発展



豊富な森林資源を活用した活発な木材生産活動を推進し、森林所有者の所得向上や中山間地域の活性化、カーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、森林の公益的機能を高度に発揮させていくため、森林施業の効率化や林業・木材産業の競争力強化、森林・林業や地域を担う人材の確保・育成、県産材の利用促進など林業の持続的な発展を図ります。

指 標	単 位	現状R5(2023)	R16(2034)
県産材素材生産量※1	千m ³	452	612
森林経営計画等の面積※2	ha	45, 275	69, 290
林業人材育成人数※3	人(累計)	303	1, 085
製材・合板（A・B材）工場における 県産材需要量※4	千m ³	172	282

- ※1 県産材素材生産量とは、県内の森林から生産される原木の量（体積）をいいます。
- ※2 森林経営計画等の面積とは、森林経営計画や森林経営管理制度に基づく森林経営管理権集積計画を策定し、効率的な森林整備の実施に向け、施業集約化を行った面積をいいます。
- ※3 林業人材育成人数とは、「みえ森林・林業アカデミー」等において研修を修了または受講した人の数をいいます。
- ※4 製材・合板（A・B材）工場における県産材需要量とは、県内の製材工場及び合板工場において取り扱った県内産の原木の量をいいます。



整備された生産林



林業人材の育成



高性能林業機械による造材



県産材の利用
(みえ森林・林業アカデミー棟エントランス)

基本方針 3 森林文化及び森林教育の振興



森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境を理解するための教育及び学習の場でもあることから、森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林教育の振興を図ります。

指 標	単 位	現状R5 (2023)	R16 (2024)
森林文化・自然体験施設等の利用者数 ※ 1	千人(累計)	1, 208	1, 401
森林教育に取り組む小学校数※ 2	校	128	230

- ※ 1 森林文化・自然体験施設等の利用者数とは、森林公園や長距離自然歩道等の利用を通じて、森林や自然とふれあった人の数をいいます。
- ※ 2 森林教育に取り組む小学校数とは、森林教育副読本「三重の森林とわたしたちの暮らし」や「みえ森林ワークブック」等を活用して森林教育に取り組む小学校の数をいいます。



森林教育イベント



森林教育副読本
(三重の森林とわたしたちの暮らし)



出前授業



みえ森林教育ステーション
(名張市こども支援センターかがやき)

基本方針 4 森林づくりへの県民参画の推進



森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりや木づかいを通じて、森林を社会全体で支える環境づくりを進め、県民の森林を育む意識の醸成や森林づくり活動への参画を推進します。

指 標	単 位	現状R5(2023)	R16(2034)
三重の森づくり運動参加者数※1	人	14,671 (参考) ※3	19,000
木づかい宣言事業者数※2	者(累計)	43	120

- ※1 三重の森づくり運動参加者数とは、企業の森や県民参加の植樹祭等の森林づくり活動のほか、ポスターコンクールや森林フェスタ等の森林づくりへの意識を醸成するイベント等への延べ参加者数をいいます。
- ※2 木づかい宣言事業者数とは、三重県木づかい宣言事業者登録制度に基づく登録を行う事業者等の数をいいます。
- ※3 現状欄に「参考」と記載のある値については、新たに設定した指標であることから現状値がないものの、R5における類似の取組について参考として示したものです。



「企業の森」の活動



植樹活動



里山整備活動



「木づかい宣言」登録書授与式

第2章 基本施策

各基本方針に沿って、次のとおり基本施策を定めます。

【基本方針1】森林の多面的機能の発揮

1－（1）「構造の豊かな森林」づくり

森林の多面的機能を高度に発揮し、カーボンニュートラルの実現にも貢献する、持続可能な森林づくりを行うため、森林ゾーニングに応じた適切な森林整備や、低コスト造林を推進し、主伐や伐採後の確実な更新を進めるとともに、花粉の発生を抑えた森づくりや里山の整備など、多様な森林づくりを進めます。

※「構造の豊かな森林」とは

- ・人工林や天然林等の林種や針葉樹林・広葉樹林・針広混交林等の樹種の異なる森林
- ・若齢林から老齢林までさまざまな林分構造の発達段階の違う森林
- ・高木や低木、下層植生など垂直方向の階層構造が多様な森林
- ・これらが複合した多種多様で生物多様性の高い森林

1－（2）県民の命と暮らしを守る森林づくり

頻発する台風や集中豪雨等から県民の命と暮らしを守るため、「災害に強い森林づくり」や、保安林制度、森林計画制度に基づく森林の適切な管理を進めるとともに、ニホンジカ等の野生鳥獣による獣害対策、森林病虫害対策や林野火災の防止に向けた取組を進めます。

1－（3）森林づくりを推進する体制の強化

適切な森林管理を推進するため、市町と連携し、森林計画制度の適正な運用を図ります。

また、効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、航空レーザ測量等による正確な森林資源情報の把握と活用や森林境界の明確化を進めるとともに、公益的機能の発揮が強く求められる森林においては森林の公的な管理を進めます。

さらに、市町において森林経営管理制度に基づく森林の経営管理や森林環境譲与税を活用した取組が円滑に実施されるよう、市町のニーズに合わせたサポートを行います。



針広混交林



世代交代により循環する人工林

【基本方針2】林業の持続的发展

2－（1）林業及び木材産業等の振興

利用期を迎えた森林資源を活用し、林業及び木材産業等を持続的に発展させるため、循環型林業の実現に向けた主伐・再造林を進めるほか、施業の集約化や基盤整備、林業のスマート化等による生産性の向上、低密度植栽や伐採と造林の一貫作業システム等の導入による低コスト化、大型需要等への原木の安定供給体制の構築、林業・木材産業の競争力強化を図ります。

2－（2）森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

将来にわたり森林の公益的機能が高度に発揮されるよう森林を管理・育成するとともに持続的な林業経営を行うために、森林の適切な管理や林業・木材産業の競争力強化に資する高いスキルを持った担い手の育成や新たな担い手の確保に取り組みます。また、地域を担う経営意欲の高い林業事業体の育成や地域振興の視点を持った人づくり、地域の実態に応じた異業種企業との連携や外国人材の活用による多様な労働力の確保を進めます。

2－（3）県産材の利用の促進

県産材の利用は、「森林資源の循環利用」をととした森林整備の促進や林業の活性化につながることから、住宅・非住宅建築物をはじめ、暮らしの中のさまざまな場面で県産材が利用されるよう取組を進めるとともに、合板・製材における県産材利用を進めるほか、県産材の信頼性の向上、木材輸出等の新たな需要への対応、木質バイオマス発電等のエネルギー利用に向けた安定供給体制の構築等を進めます。



高性能林業機械による木材生産



木材搬出に活用される林道



スマート林業を実践する人材の育成



公共施設での県産材利用
(県立特別支援学校寄宿舎)

【基本方針3】森林文化及び森林教育の振興

3－（１）森林文化の振興

県民の皆さんや地域を訪れる方々が、森林との豊かな関わりを持てるよう、森林や自然、森林文化の持つ魅力を生かした情報発信や観光誘客の取組など、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

3－（２）森林教育の振興

森林・林業に対する県民の理解と関心を深めるため、森林や木と気軽にふれあえる環境の整備や学習機会の提供、森林教育等の指導者の育成等を行います。



こども森の写真教室



みえの森フォトコンテスト
(第11回小学生以下の部 最優秀作品)



みえ森林ワークブック



ジュニアフォレスター育成講座



三重県民の森みえ森林教育ステーション



みえ森林教育 企業向け講座

【基本方針4】森林づくりへの県民参画の推進

4－（１）県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進と意識の醸成

県民の皆さんの三重の森林づくりに対する理解を深め、森林づくり活動への参画につながるよう、さまざまな主体による森林づくりが促進される環境の整備や体制の構築を進めます。

4－（２）木づかいの促進

県民、企業等による県産材の積極的な利用が、三重の森林を守り、育てることにつながることから、「木に親しみ、ふれる」機会の拡大を図るとともに、県産材を利用する意義を積極的に発信し、社会全体で共有することで木づかいの促進を図ります。



県民参加の植樹祭



緑の募金街頭キャンペーン



森づくり活動支援講座



木のおもちゃコーナー
(環境学習情報センター)



民間事業者における木づかい



みえの木づかい体験ツアー

第3章 具体的な施策

各基本施策の具体的な施策を次のように定めます。

【基本施策1－（1）】「構造の豊かな森林」づくり

（1）持続可能な森林づくり

- 「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用のサイクルを確実なものとするため、植栽密度や下刈り回数の低減のほか、伐採と植栽等を一体的に行う一貫作業システムや成長に優れた苗木等を普及して造林の低コスト化を進めます。
- 人工林であって地位や地利など自然的・社会的条件に照らして客観的に林地生産力が比較的高いと判断される森林（生産林）については、カーボンニュートラルの実現に向け、CO₂吸収機能をはじめとする公益的機能を発揮しつつ木材生産機能を発揮させるため、主伐及び主伐後の再造林を促進し、若齢林から老齢林まで林分構造の発達段階が違うさまざまな森林が配置される姿をめざします。
- 林地生産力が高く林道からの距離が近いなど、効率的な施策が可能な森林について、再造林等による森林の確実な更新を進めるため、特に植栽による更新に適した区域に設定するなど、より効果的に再造林の実施を促し、造林未済地の解消と予防を図ります。
- 主伐後の再造林を確実に実施し、成長が旺盛で花粉の少ない森林への転換に資するため、成長に優れ花粉の少ない苗木の生産量確保と安定供給ができる体制を整備します。
- 森林資源の有効利用を図りながら適正に森林を管理するため、間伐等の必要な森林整備を着実に進めます。
- 森林が持つCO₂吸収機能に新たな経済的価値を創出するJークレジット制度について、効果的・効率的なJークレジット創出手法を普及・啓発し、さらなる森林整備の拡大につなげます。



再造林による森林の更新

（2）公益的機能を重視した森林づくり

- 公益的機能の発揮を重視すべき森林（環境林）については、長伐期施策や針広混交林施策等により、樹種や林種が異なり高木から低木まで階層構造が多様で若齢林から老齢林まで林分構造の発達段階の違うさまざまな森林を育成するとともに、水源かん養機能や生物多様性等の機能が高度に継続して発揮される森林をめざして整備を進めます。
- 人工林であって地位や地利など自然的・社会的条件に照らして客観的に林地生産力が低いと判断される森林については、公益的機能の発揮のため、自然的条件に応じて帯状または群状の伐採と天然力を生かした広葉樹等の導入により広葉樹林化や針広混交林化を図ります。

（3）多様な森林づくり

- 木質バイオマス燃料に活用可能な早生樹や特用林産物の生産に有用な広葉樹林の造成等、目的やニーズに応じた多様な生産林の整備を進めます。
- 地域の実情に応じて、地域固有の広葉樹林や貴重な景観等を形成する森林づくりを進めます。
- 花粉発生源対策をより一層加速化し、スギ・ヒノキ林を花粉の少ない森林へ転換するため、特定母樹等の種子の生産体制を強化し、効率的かつ着実な供給に努め、花粉の少ないスギ・ヒノキ苗木等への植替えを促進します。

【基本施策 1－（２）】県民の命と暮らしを守る森林づくり

（１）災害に強い森林づくりの推進

- 山地災害の復旧、山地災害危険地区対策による山地災害の未然防止など、県民生活の安全を確保するため、保安林機能を向上させるための森林整備等を行うとともに、治山施設の整備等を進めます。併せて、山地災害の未然防止や良質な水の安定供給につながる水源地域の森林整備を進めます。
- 山地災害危険地区の再点検を行うとともに、既存施設の機能強化を含めた治山施設の計画的な維持管理・更新等、長寿命化対策を推進します。
- 航空レーザ測量等により流木発生リスクが高い箇所を把握し、効果的に流木となるおそれのある溪流沿いの森林整備や治山施設等に異常に堆積した土砂や流木の撤去、流域全体の防災機能を強化する森林整備等を実施し、災害に強い森林づくりを着実に進めます。

（２）森林の保全と保安林制度の推進

- 森林の有する公益的機能の維持や自然環境との調和に配慮した、適正な土地利用を確保するため、林地開発許可制度の適正な運用に努めます。
- 水源のかん養や山地災害の防止など重要な機能を有する森林を適切に維持・管理していくため、保安林の計画的な指定や整備の推進など、保安林制度の適正な運用に努めます。
- 「三重県水源地域の保全に関する条例」に基づき、水源地域内の土地取引等の事前届出制度の的確な運用を図るとともに、市町及び森林所有者等と連携し、水源地域の森林整備や特定水源地域の保安林への指定を推進します。

（３）森林病虫害対策及び森林災害対策の着実な実施

- 「保全すべき松林」の被害拡大を防止するため、松くい虫防除を実施する市町に対し、効果的な防除が実施されるよう指導及び情報提供等の支援を行い、市町等における防除対策を促進します。
- カシノナガキクイムシによるナラ枯れの拡大を防止するため、被害状況の把握や対策方法等の情報収集に努め、効果的な被害対策が実施されるよう指導及び情報提供を行います。
- 林野火災予防の普及を行うとともに、森林保険への加入を促進します。

（４）野生鳥獣による被害の低減

- ニホンジカ等による森林の被害の軽減を図るため、必要な防護対策を実施するとともに、森林管理署や市町、森林組合等との連携による地域一体となったニホンジカ等の効果的な捕獲を進めます。
- 森林の更新を阻害しているニホンジカの生息密度を低減させるため、効果的・効率的な捕獲技術の普及・啓発を進めます。



災害緩衝林の整備



森林内で撮影されたニホンジカ

【基本施策 1－（3）】森林づくりを推進する体制の強化

（１）国・市町等と連携した森林管理の推進

- 県内 4 流域（北伊勢、南伊勢、伊賀、尾鷲熊野）の地域森林計画及び市町村森林整備計画に即して、造林・伐採等が実施されるよう、森林計画制度の適正な運用に努めます。
- 国有林や隣接府県との情報共有・連携を図り、適正な森林管理を進めます。
- 市町において、手入れが不足した森林を中心に、森林環境譲与税を活用した森林整備が円滑に進められるよう、市町ごとの課題やニーズに対応した人的・技術的な支援を通じ、県と市町が協働して森林づくりを進められる体制の強化を図ります。
- 適正な伐採と伐採後の更新が行われるよう、伐採箇所の巡視や造林の実施状況の的確な把握など、伐採及び伐採後の造林届出制度の的確な運用を図るとともに、衛星画像等の活用により伐採箇所を効率的に把握し、市町への情報提供に努めます。
- 森林法に基づく新たに森林の土地の所有者となった場合の届出制度の的確な運用や、関係行政機関の連携による情報の共有等を進め、森林所有者情報が整備されている林地台帳の精度の向上を図ります。
- 森林づくりを進めるうえで必要となる森林境界の明確化を効率的に進めていくため、航空レーザ測量等のスマート技術の活用を促進します。
- ドローンや航空レーザ測量等のリモートセンシング技術やクラウドシステム等を効果的に運用できる体制の構築を進め、一連の事務手続きをスマート化するなど、森林・林業全体のDX化を推進します。



航空レーザ測量結果を用いて作成した
立体地形表現図

（２）森林資源データの整備と情報提供

- 森林組合等が実施する森林境界の明確化等の成果を森林GISに的確に反映し、森林情報の精度の向上を図ります。
- 森林GIS等で管理するさまざまな情報について、インターネットを介して市町、林業事業者、森林所有者等と双方向で情報の共有・更新ができるよう、クラウドシステムの適正な運用とネットワーク化の促進を図ります。
- 人工衛星や航空レーザ測量等のリモートセンシングの技術を活用し、精度の高い森林資源情報等の効果的かつ的確な把握に努めます。

（３）森林の公有林化等による公的管理

- 特定水源地域等の公益的機能の発揮が求められる森林のうち、自然的・社会的条件が悪く林業に適さない場所に位置し、森林所有者による適切な整備が見込めない森林については、森林管理の協定による経営の受託や市町による公有林化、森林経営管理制度や森林環境譲与税を活用した森林整備の実施など、公的な管理を促進します。
- 県行造林地の適切な森林整備を進めるとともに、伐期を迎えた箇所については計画的な伐採と、伐採後の的確な更新を図ります。

（４）森林の公益的機能発揮に向けての研究

- 森林整備による、土砂流出や流木発生の抑制効果を検証するため、県内各地で実証研究を進めます。

【基本施策2－（1）】林業及び木材産業等の振興

（1）森林施業の集約化の促進

- 森林施業プランナー等による森林所有者への働きかけにより施業の集約化を進めるとともに、森林経営計画の作成を促進します。また、森林経営管理制度に基づき集積した森林の経営管理について、意欲と能力のある林業事業体への再委託等を促進します。
- 森林所有者や森林境界の明確化、施業履歴等のデータ集積による、精度の高い森林資源情報を活用した森林施業の集約化を促進します。
- 森林所有者から森林組合や認定林業事業体等への森林管理の長期施業委託を促進します。

（2）多様な原木の安定供給体制の構築

- 製材、合板、木質バイオマス燃料等さまざまな需要に応じた多様な原木を安定的・効率的に供給するため、木材の需給情報の共有を進めるとともに地域の実情に応じた安定供給体制の構築を図ります。
- 中間土場、山土場等を活用した原木の需要先への直送など、商流と物流の分離による原木流通の効率化や低コスト化を図ります。
- 既存の木材需要に加え、新たな大型需要に対しても安定的に原木を供給できる体制を整備し、林業・木材産業の競争力の強化を図ります。

（3）林業・木材産業の競争力強化とスマート化

- 素材生産の低コスト化に向け、高性能林業機械の導入を促進するとともに、基盤となる林道、林業専用道、森林作業道等の路網をそれぞれの役割に応じて効果的に整備することで、地域の実情に応じた効率的な作業システムの構築を図ります。
- 造林の省力化や低コスト化を図る観点から、伐採と造林の一貫作業システムの導入を促進するとともに、成長に優れた品種の種苗や植栽適期が長いコンテナ苗の生産体制の整備を進めます。
- 品質・性能、価格や供給の安定性の面において競争力のある木材製品や、少量・多品種等のニーズに応じた木材製品を供給するため、サプライチェーンの構築を進めるほか、ICTを活用した効率的な木材加工・流通体制の整備を促進します。
- 航空レーザ測量等による精緻な森林資源情報の把握や、林業現場におけるドローンやICT等の新たな技術の導入を促進するとともに、これらの先端技術を先導的に現場に取り入れる技能者を育成し、林業のスマート化を加速化します。
- 低密度植栽や伐採と造林の一貫作業システム、スマート林業の導入、施業の集約化を促進することにより、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換の実現につなげ、木材生産活動を活発化し、豊富な森林資源を活用した循環型林業の確立をめざします。



ドローンを用いた資材運搬



木材搬出に活用される林道

(4) 多様な収入源の創出

- 健康・観光・教育などさまざまな分野へ広がっている森林空間の活用への新しいニーズをふまえ、林業だけでなく、農業や観光業、自然体験などさまざまな業種を複合的に組み合わせ、中山間地域の所得向上と定住促進を図ります。
- 森林から生み出される資源を新たな視点で有効に活用した、新商品の開発等を促進します。
- Jークレジット創出者や金融機関等で構成する「三重の自然由来カーボンクレジット活用推進に向けた連携プラットフォーム」を通じて、Jークレジットの普及啓発、情報発信及び情報共有を行うとともに、クレジットを活用する企業との連携を促進し、森林整備のための新たな収入源の創出につなげます。



三重の自然由来カーボンクレジット活用推進に向けた連携プラットフォーム

(5) 特用林産の振興

- 安全・安心な特用林産物を供給するため、生産体制の整備を促進します。
- きのか生産者に対して生産性向上のための技術指導を行うとともに、消費者に対しては安全・安心なきのか等の情報提供を行います。
- 空調のための消費電力が少ない高温発生型のきのかや、抗腫瘍効果等の機能性が高いと考えられる新たな食用きのかの人工栽培技術を開発し、生産者に普及します。
- 菌床きのか栽培施設やほだ場等の生産基盤の整備に対する支援や、持続的な利用や生産の効率化を図る技術の開発・改良等に取り組みます。
- 特用林産物の需要拡大に向け、消費者ニーズに対応した商品の開発や販売を促進します。

(6) 効率的な林業生産活動のための研究

- 育林コストを低減させるため、スギコンテナ大苗等を利用した育林技術の確立や、低コストで実施できる獣害防護柵の設置手法等の検証に取り組みます。
- 安全で効率的な木材生産を行うための作業システムや、ドローンやICT等の新たな技術を取り入れた林業の効率化に関する研究開発に取り組みます。



きのか栽培マニュアルの作成



成長が早いコウヨウザンの植栽試験

【基本施策２－（２）】森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

（１）林業の担い手の育成・確保

- 林業の新規就業者を確保するため、県内高校生や首都圏等の林業就業希望者に対して就業や移住等に関する情報提供や相談会等を開催するとともに、就業体験や技術研修を行います。
- 林業は他の産業に比べ労働災害の発生率が高いことから、労働災害防止に向けた取組や職場環境の改善等を促し、労働災害の削減を図ります。
- 素材生産量の増大に向けて生産性の向上を図るため、急峻な地形に対応した架線集材に関する技術・知識や高性能林業機械の操作・メンテナンス等の高い技術を持った人材の育成を図ります。
- 森林所有者へ施業提案を行い、地域において施業の集約化を担う森林施業プランナーの技術力向上を図ります。
- 将来にわたる持続的な林業の活性化に向けて、効率的な林業経営や新たな林業の展開等ができる高度な林業人材の育成を図ります。
- 「みえ森林・林業アカデミー」を中心に、関係団体とも連携しながら適正な森林管理や林業・木材産業の競争力強化に資する高いスキルを持った林業人材の育成を図るとともに、他府県の林業大学校や「公益社団法人みえ林業総合支援機構」等とも連携し、新規就業者の確保に努めます。
- 森林経営管理制度の導入など、森林・林業行政における市町の役割が強化されていることから、「みえ森林・林業アカデミー」において市町職員の人材育成を支援します。
- 「みえ森林・林業アカデミー」受講生への受講後のフォローアップ等を実施し、相互の情報交換や技術力の向上を図ります。
- 「公益社団法人みえ林業総合支援機構」と連携し、キャリアに応じた人材育成と活動支援を行える体制を強化するとともに、一体的な学びの機会の提供に努めます。
- 森林の整備・保全と林業の活性化を図るため、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町、地域の林業関係者等への技術的支援を的確に実施できる森林総合監理士（フォレスター）や林業普及指導員の育成を図ります。



林業体験ツアー



みえ森林・林業アカデミーでの講座
（プレーヤー育成コース）

(2) 地域を担う多様な人づくり

- 林業は中山間地域の仕事の場を創出し、定住を促進するなど、地域活性化に欠かすことができない産業であることをふまえ、中山間地域の振興の視点を持った林業人材の育成を図ります。
- 林業の活性化や中山間地域の振興を図るため、中山間地域の資源を生かした新たな森林・林業ビジネスの展開等ができる先進的で経営センスあふれる人材の育成を図ります。
- 定年退職後のシニア世代や小規模な森林所有者等の自主的な森林整備や素材生産活動を促すため、基礎的な技術研修を進めるとともに、市町等と連携して、地域経済の活性化にも資する木の駅プロジェクト等の地域における活動を促進し、自伐型林業の活性化を図ります。
- 障がい者が多様な担い手として活躍できるよう、林業と福祉をつなぐコーディネーターの活動への支援等を通じ、苗木生産や木工分野等における福祉事業所との連携の促進を図ります。
- 多様な林業労働力の確保に向けて、林業を副業とする異業種との連携や林業事業体間の連携、林業への新規参入や特定地域づくり事業協同組合等の枠組みの活用を促進するとともに、外国人材の受け入れに向けた環境整備を進めます。
- 林業現場における女性の進出を促進するため、主伐後の植栽や保育、苗木生産等の森林施業の拡大を図るとともに、高性能林業機械の導入促進や労働環境の整備等の環境づくりを進めます。
- 将来の中山間地域の担い手となる子どもたちへの山村への理解・関心を深めるため、幼少期からの森林教育を推進します。

(3) 林業事業体の育成と経営力の向上

- 地域林業の中核的な役割を担う林業事業体を育成・確保するため、経営支援や機械化の促進等により経営改善や基盤強化を図ります。
- 森林整備の推進や素材生産量の増大を図るため、林業への新規参入の促進や「みえ森林・林業アカデミー」等による人材育成を通じて、事業体の育成・確保を図ります。



自伐林家向け安全伐倒研修



林福連携コーディネーター育成研修



みえ森林・林業アカデミーでの講座
(ディレクター育成コース)



高校生の林業職場体験研修

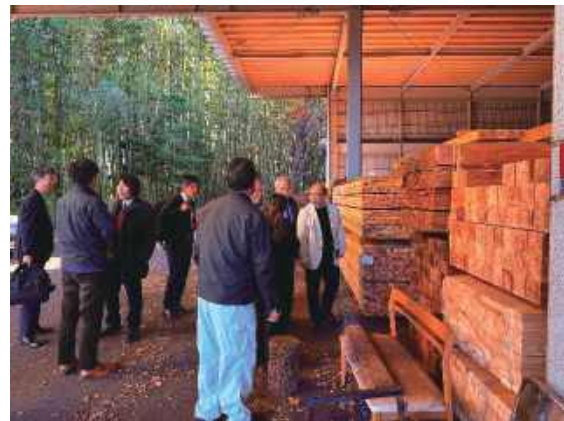
【基本施策2－（3）】県産材の利用の促進

（1）県産材の需要の拡大

- 県産材は全国でも見た目や香りにおいて高い評価を得ていることをふまえ、県産無垢材の表面品質の高さをアピールできる製品の販路拡大に取り組みます。
- 尾鷲ヒノキをはじめとする県内の優良材やF S C等の森林認証材の魅力を生かした付加価値の高い製品の販売展開を促進します。
- 木材の輸出を促進するため、アジア圏におけるニーズの的確な把握や、輸出用原木や製品の安定供給に向けた取組を促進します。
- 県内合板工場から生産される合板をはじめとする県産材の利用促進に向け、公共工事における利用や内装材への活用等を推進します。
- 生産性の高い大型製材工場等の大ロットの需要にも安定的に原木を供給できる生産体制の整備を進めます。
- 再造林を考慮した林業の採算性を確保するため、木材販売による収益が相対的に大きい製材・合板向けのA材及びB材の需要拡大に取り組みます。
- 木材利用とカーボンニュートラルの結びつきについて、県民や事業者等の理解を促進し、建築物における県産材利用の拡大を図ります。



首都圏における県産材のPR



ベトナム人バイヤーへの県産材PR

（2）信頼される県産材の供給の促進

- 木材の需要者に安心して使っていただけるよう、規格基準が明確な「三重の木」認証材やJ A S材の普及による県産材の品質向上に努めます。
- 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の改正等をふまえ、県産材の合法性がより一層確保されるよう、関係事業者への情報発信を進めます。
- 県産材の強みを生かした単価の高い地域材製品の生産や細かなニーズへの柔軟な対応を通じて、競争力の強化を図ります。
- 製材工場間の連携を図りつつ、製材品を必要な時に必要な量を納品できる体制を構築して県産材の信頼性を向上させるなど、外材・県外産材から県産材への転換に向けた取組を促進します。
- 小規模・分散的な原木供給の体制から、製材・合板工場等に対する価格交渉力を高めつつ、地域の核となる者が取りまとめ、原木を安定的に供給できる体制への転換を促します。



三重の木PRイベント

(3) 住宅建設における木材利用の促進

- 県産材を利用した木造住宅の建築を促進するため、素材生産業者、製材業者、工務店、建築士、等の川上から川下までの多様なネットワークやサプライチェーンを構築し、消費者ニーズにマッチした顔の見える家づくりを推進します。
- 今後の生産増加が見込まれる中・大径材を活用し、住宅等における無垢材の梁桁や内装材としての利用を促進します。
- 住宅メーカー等と「建築物木材利用促進協定」を締結し、連携して県産材の持つ魅力の情報発信を推進します。



建築物木材利用促進協定締結式

(4) 中・大規模施設等の木材利用の推進

- 県産材の利用拡大を図るため、CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用もふまえ、県や市町が建築する公共施設や民間商業施設等の非住宅分野における木造・木質化を促進します。
- 中大規模建築物や非住宅建築物において、木造・木質化の相談や積極的な県産材利用の提案ができる、技術力を持った建築士の養成を進めます。
- 建築基準法の改正や森林環境譲与税の導入により、都市部を中心に建築物等における木材利用の動きが活発化していることから、市町や事業者等と連携して、小規模施設を含む建築物の発注者に対する働きかけや支援等に取り組みます。
- 増加が見込まれる中大規模建築物における木材利用に対し、材料が安定的に供給できるよう、材工分離発注等の材料調達に配慮した手法の普及や、地域における木材供給ネットワークの構築を進めます。
- 中大規模木造建築物の建築主と「建築物木材利用促進協定」を締結し、連携して県産材の持つ魅力の情報発信を推進します。



三重県中大規模木造建築設計
セミナー

(5) 持続可能な木質バイオマス利用の推進

- 県内における木質バイオマス発電や熱利用など、エネルギー利用に必要となるC材の安定供給体制の構築を進めます。
- 森林資源のカスケード利用を進めるため、全木集材等の効率的な木材の生産、収集・運搬の仕組みづくりを進めます。また、地域における自伐林家の活動を通じた木質バイオマスの地産地消の取組を促進します。

(6) 新製品・新用途の研究・開発の促進

- 県産材の利用促進のため、スギ・ヒノキの中・大径材の有効活用や付加価値を高めるための技術開発に取り組みます。
- 県内の林業事業体や民間企業、自治体等からの要請に応えた研究・開発を行うとともに、その成果を速やかに公表し普及に努めます。



スギ大径材

【基本施策3－（1）】森林文化の振興

（１）森林の文化的価値の保全及び活用

- 世界遺産や日本農業遺産の制度を活用し、県内の伝統的な林業や森林文化の価値向上と情報発信力の強化を図るとともに、市町、団体等と連携し地域の魅力向上や活性化を促進します。
- 森林の恵みが豊かな川や海を育み、人の暮らしや食をはじめとする地域の文化を生み出す源流となっていることなど、森林と人の営みに関する情報発信に努めます。
- 消費者の求める価値が多様化していることから、ジビエや広葉樹をはじめとする新しい価値に着目した森林資源の活用を促進します。

（２）森林文化の体験と交流の促進

- 三重県が誇る美しい自然景観等の地域資源を活用した、自然体験等のエコツーリズムの取組、林業や田舎暮らし体験等のプログラムを充実させることで、県内外からの誘客を促進するとともに、地域の活力向上を図ります。
- 都市住民と山村地域の交流の促進や森林文化の体験機会を創出するため、森林を含めた自然を体験できる、森林公園や長距離自然歩道等の自然体験施設の適切な管理に努めます。



自然体験ツアー



みえの森フォトコンテスト
(第11回中学生以上の部 最優秀作品)

（３）里山の整備及び保全の促進

- 人との関わりの中で、生物の多様性を維持しながら地域の暮らしや文化を支えてきた里山の自然環境を守りつつ、自然とのふれあいや活動の場として再生・活用してくため、地域住民やNPO等による保全活動を促進します。



里山の整備



自然環境保全活動
(マメナシの保全)

（４）森林文化の継承

- 伊勢神宮や熊野古道など、自然や森林と人の営みのつながりにまつわる文化の保全・継承に努めます。
- 木を活用する伝統産業など「木の文化」の継承・復興に必要な、有用広葉樹種の育成及び安定供給の取組を促進します。

【基本施策3－（2）】森林教育の振興

（1）森林教育に関わる「人づくり」

- 県民の皆さんに森林の公益的機能や森林教育への関心を高めるため、県内各地で開催されるイベントとの連携や各種メディアを活用した情報発信に努めます。
- 豊富な知識や技術を有した指導者のもとで森林教育を推進していくため、育成した指導者に対するフォローアップの取組や、指導者間のネットワークづくりを進めるとともに、地域で活躍する新たな指導者の育成に努めます。

（2）森林教育に関わる「場づくり」

- 県民の皆さんが気軽に森林・林業や木材にふれ、学びや体験が行えるよう、市町や民間企業、関係団体等と連携協力して、みえ森林教育ステーションをはじめとする森林教育の場の設置や確保を進めます。
- 森林教育を受ける機会を増やすため、森林公園等を活用した体験活動の充実や学校教育や保育現場における森林教育のプログラムの充実、森林や自然体験を重視した自然保育の取組の拡大に努めます。

（3）森林教育に関わる「仕組みづくり」

- 学校における森林教育を推進していくため、「みえ森づくりサポートセンター」を核として関係機関や、地域の森林教育指導者とのコーディネートを進めるとともに、授業に取り入れやすい森林教育プログラムを作成するなど、段階的な教育をサポートする取組を進めます。
- 森林教育を通じて、将来の中山間地域の担い手となる人材を育成していくため、地域の課題や特徴を盛り込んだ教育活動の実践や、担い手の育成に結び付く教育活動の充実を図るとともに、子どもから大人まで一貫した教育体系の構築を進めます。



みえ森林教育シンポジウム



森のせんせい養成講座



森の学校



みえ森林教育プログラム

【基本施策4－（1）】県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進と意識の醸成

（1）森林づくり活動への県民参加の促進と意識の醸成

- 森づくり活動団体や地域住民による森林整備を促進するため、「みえ森づくりサポートセンター」を核として、基礎的な技術研修や活動に必要な情報提供等を進めます。
- 森づくり活動団体の活動の活性化を図るため、市町等と連携した活動への支援を行うとともに、移住者等の森林づくりへの参加を促進します。
- 企業の森活動のより一層の充実を図るため、企業関係者と地域住民との交流促進など、活動の幅を広げるための支援を行います。
- NPO、企業、教育機関、行政等の関係者による森林づくりのネットワークを構築し、多様な主体による植樹等の森林づくり活動を促進します。
- 森林・緑に関するイベントやコンクール等の開催を通じ、県民の皆さんの森林づくりに関する意識の醸成を図ります。

（2）緑化活動の促進

- 県民の緑を大切に思う心を育むため、緑化活動に取り組む団体と連携し、地域の緑を育む活動等を通じ、県民の皆さんの緑化意識の高揚を図ります。
- 次代を担う子どもたちの地域における緑を守り育てる活動が継続して実施されるよう、みどりの少年隊等の活動支援に取り組みます。

（3）三重のもりづくり月間の取組

- 森林づくりや木づかいの意義を県民で共有し、意識を醸成するための取組を、三重のもりづくり月間（毎年10月）を中心に進めます。



森林フェスタ



県民参加の植樹祭



三重の森づくりネットワーク



「企業の森」植樹活動

【基本施策4－（2）】木づかいの促進

（１）暮らしの中での木づかいの促進

- 家庭や子育てにおける木づかいを促進するため、木の良さを伝えるイベントの開催や情報発信を進めます。
- 暮らしに取り入れたいくなるような魅力的な県産木製品を表彰するコンクールの実施、木づかい宣言事業者との連携、みえ森林教育ステーションの整備などにより、身近に県産材とふれあえる機会を提供し、日常生活において県産木製品が選ばれる環境の整備を進めます。

（２）多様な主体との連携による木づかいの促進

- 県民全体での木づかいを促進するため、PR効果の大きい企業等における木材利用に向けた提案や情報提供を行うなど、さまざまな支援を進めます。
- 県内の幅広い企業や団体等における木づかいの取組を推進するとともに、木づかい宣言事業者や「建築物木材利用促進協定」の締結事業者と連携して、木づかいや県産材利用に係る積極的な情報発信を行います。



みえ森林教育ステーション
(飛雪の滝キャンプ場)



ミエトイキャラバン



みえの木製品コンテスト 2024 表彰式



第3回みえの木建築コンクール表彰式



みえの木製品コンテスト
(みえの木組みジャングルジム くむんだー)



「木づかい宣言事業者」店舗における
木製品の展示

第4章 計画の進行管理

本計画の目標の達成に向けた施策の着実な実施を図るため、計画の的確な進行管理を行います。

1 数値目標による進行管理

施策の実施状況を確認するため、第1章の2に掲げた基本方針ごとの数値目標について、毎年度の進捗状況を把握します。

2 年次報告及び公表

本計画に掲げた数値目標の達成状況や施策の実施状況を、毎年度、県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じ、その内容を公表します。

また、森林審議会等の機会を通じ県民や関係団体の皆さんの意見の把握を行います。これらの意見の反映を図りながら、効果的な施策を進めていきます。



三重の森林づくり実施状況報告書



三重県森林審議会での報告

3 計画の見直し

本計画は、目標年次を令和16(2034)年度に定め、森林づくりの展開方向と目標を実現するために必要となる施策を示していますが、この間の森林・林業を取り巻く状況や財政状況の変化等、必要に応じて計画の見直しを行います。

第5章 重点プロジェクト

森林・林業を取り巻く課題や社会情勢の変化等に対応するため、計画期間前半の5年間に於いて、各基本方針の横断的かつ重点的に実施すべき取組を「重点プロジェクト」と位置づけて、4つの新たな「重点プロジェクト」に注力して取り組むこととします。

① 「新しい林業」推進プロジェクト

ア 現状と課題

県内の森林は、利用期を迎えた50年生を超える民有林人工林が約8割を占め、森林資源が充実している状況となっています。この豊富な森林資源を活用し、持続可能な林業を確立するとともに、カーボンニュートラルの実現に向け、CO₂吸収機能の高い森林へ転換していくためには、主伐・再造林を促進していく必要があります。

一方で、主伐による木材販売収入に対して、再造林や保育等に要する経費が高くなっていることが要因となり、主伐・再造林が進んでいない状況です。

こうしたことから、伐採から再造林・保育に至る収支をプラス転換していく「新しい林業」を推進していくため、新しい技術を活用した生産性・安全性の向上、成長の早い苗木の活用や低密度植栽等による低コスト化を図るとともに、林業生産の基盤となる路網の整備を進める必要があります。

イ プロジェクトのねらい

- 林業現場におけるスマート技術や低コスト造林技術の導入、林道・林業専用道・森林作業道等の路網の効果的な整備を促進し、林業生産コストの低減を図り、伐採から再造林・保育に至る収支をプラス転換する「新しい林業」の実現をめざします。
- 「新しい林業」を実現することにより、主伐・再造林を進め、県内の豊富な森林資源を活用した持続可能な循環型林業の確立を図ります。
- 主伐・再造林が促進されるとともに、成長が早く花粉の少ない苗木への植替えを促すことで、CO₂の吸収が旺盛で花粉の発生量が少ない森林への転換を図ります。

ウ 手法

- ICT等の技術に精通し、各地域の林業事業者において、スマート林業の導入について先導的な役割を果たす技能者の育成、スマート技術を活用した機器導入等への支援
- 伐採や搬出作業で使用した林業機械を活用した地拵えや苗木運搬等により、造林作業の効率化を図る一貫作業システムの導入等の再造林コストを低減させるための技術や知識の普及
- 植栽適期が長く、伐採と植栽を一体的に行う一貫作業システムに有効な植栽時期を選ばないコンテナ苗生産への支援
- 下刈り回数の削減に寄与する成長が早い苗木の増産に向けた採種園の整備や種子及び苗木生産者への支援
- 木材生産の基盤となる森林作業道等の路網開設への支援

エ 成果指標

成果指標	「新しい林業」に取り組む事業者数
R11 (2029)	34 事業者

※「新しい林業」に取り組む事業者数とは、ICT等のスマート技術の導入や低コスト造林に取り組む林業事業者の数をいいます。

② 林業の担い手確保・育成プロジェクト

ア 現状と課題

少子・高齢化の進展により、平成7（1995）年から県内の労働の中核的な担い手となる生産年齢人口（15歳から64歳までの人口）は減少が続いており、今後も、同様に減少傾向で推移すると推計しています。また、本県における林業就業者数は、長期的に減少傾向となっており、昭和55（1980）年には3,912人であった林業就業者が、令和2（2020）年の調査では930人と、4分の1以下にまで減少しています。

一方で、期待が高まっているCO₂吸収機能をはじめとする森林の多面的機能を持続的に発揮していくためには、主伐・再造林や森林環境譲与税を活用した森林整備をより一層促進していくことが必要となっていますが、これに対応できる林業労働者が不足しています。

このことから、社会状況の変化やニーズに対応し、新たな視点や多様な経営感覚を備えた、次代の森林・林業を担う人材を確保・育成していくため、新規就業者から既就業者までの各段階に応じた総合的な取組を強化していく必要があります。加えて、主伐後の再造林や保育、苗木の生産等の場面において活躍する、林業を副業とする異業種の企業等との連携を促進するなど、多様な林業労働力を確保していくことも必要です。

イ プロジェクトのねらい

- 一貫した林業人材の確保・育成や活動支援を行える体制を構築することで、増大する主伐や再造林、保育等に対応できる労働力の確保を図ります。
- 林業における労働安全性の確保や労働環境の改善を進め、林業への就業意欲の醸成や新規就業者の定着率の向上を図ります。
- 伐採と造林の一貫作業システムを促進し、施業の効率化を図るとともに、再造林等の作業における異業種や外国人材等の活用を促進し、人口減少に対応した将来にわたって労働力を確保できるシステムの構築をめざします。
- 林業において女性が活躍できる機会の拡大や働きやすい環境づくりを進め、女性の林業への参画を促進し、ジェンダーギャップの解消につなげます。

ウ 手法

- 「（公社）みえ林業総合支援機構」と連携した、就業ガイダンスや林業体験ツアー等の新規就業者確保対策の推進のほか、林業事業体と異業種や外国人材等との労働力のマッチング
- 「みえ森林・林業アカデミー」における、主に既就業者を対象とした林業人材の育成や、異業種・外国人材等の新たな労働力の活用促進に向けた講座運営
- 労働安全衛生指導員の養成や安全作業に寄与する機材等の導入支援
- 異業種や外国人材、女性等が活躍できる施業モデルの構築のほか、林業事業体における受け入れに必要となる研修等の実施や働きやすい環境整備に向けた支援
- 幼児教育や学校教育現場における森林教育プログラムや自然体験機会の充実

エ 成果指標

成果指標	新たに林業に従事する多様な労働者数
R11（2029）	300人

※新たに林業に従事する多様な労働者数とは、新規就業者に加え、異業種や県外の林業事業体等も含めた県内で林業作業に従事した者の数をいいます。

③ みえの木づかい推進プロジェクト

ア 現状と課題

住宅をはじめとする建築物全般の着工数が減少傾向にある中、県や市町による「木材利用方針」の策定や森林環境譲与税の導入により、公共建築物における木造・木質化は拡大してきていますが、さらなる木材需要の拡大に向けては、民間の非住宅建築物における木材利用を促進していく必要があります。

また、炭素を長期的に固定することに加え、材料製造時のＣＯ２の排出が少ない木材の特性とカーボンニュートラルの結びつきについて、設計士や工務店、製材事業者等と連携し、県民や事業者等へのＰＲや普及に取り組み、木材利用に対する理解の促進を図ることが重要です。

さらに、中大規模の木造建築物において県産材が選択されるためには、木材の調達が課題となることから、安定的かつ効率的に木材供給が可能な体制を構築する必要があります。

イ プロジェクトのねらい

- 行政関係者、事業者、工務店、建築士、製材事業者等と連携し、木材を利用することがカーボンニュートラルの実現と密接につながることにについて理解を深めることにより、非住宅建築物への県産材利用を促進します。
- 県産材が安定的かつ効率的に供給できる体制が整備されることで、建築物において県産材が優先的に選択される社会の構築をめざします。

ウ 手法

- 非住宅木造建築物の設計への支援
- 建築物の木造・木質化の提案ができる建築士の育成
- 木づかい宣言事業者登録制度と三重県木材ＣＯ２固定量認証制度をリニューアルし、中大規模木造建築・木質化によるＣＯ２固定量を認証・登録する制度を創設
- 木づかい宣言事業者や「建築物木材利用促進協定」の締結事業者と連携した県産材利用の情報発信
- 中大規模木造建築物の建築において、材工分離発注等により木材の供給ができる体制を県内各地に構築
- 民間需要に対応できる設計士や工務店、木材コーディネーターとのネットワークの構築

エ 成果指標

成果指標	木づかい宣言事業者等による二酸化炭素固定量（累計）
R11（2029）	600t-CO2

※木づかい宣言事業者等による二酸化炭素固定量とは、木づかい宣言事業者等の建築物等における木材利用によるＣＯ２固定量として県が認証した量をいいます。

④ みんなで取り組む三重の森づくり推進プロジェクト

ア 現状と課題

県では、令和 6（2024）年度からみえ森と緑の県民税第 3 期制度を開始し、県民全体で森林を支える社会づくりを一層進めることとしています。また、令和 2（2020）年 10 月には、これまでの森林環境教育・木育をさらに発展させるため、「みえ森林教育ビジョン」を策定し、子どもから大人まで一貫した教育体系の構築等に取り組んでいます。

さらに、令和 3（2021）年 2 月には、知事が県議会において、県民の皆さんが森林の大切さを見つめ直し、県民全体で森林を支える社会づくりの実現に向けた気運を高める絶好の機会となる、全国植樹祭の令和 13（2031）年招致を表明しました。

これらのことをふまえて、令和 13（2031）年の全国植樹祭招致に向けて、これまで以上に県民や企業等における森林づくりへの意識の醸成を進めるとともに、さまざまな主体による森づくり活動が展開されるよう、森づくり活動に関わる関係者の連携や、学校教育現場を中心とした子どもたちへの森林教育に取り組んでいく必要があります。

イ プロジェクトのねらい

- 令和 13（2031）年の全国植樹祭招致に向けて、県内全体で森林づくりへの気運が醸成され、県内各地でさまざまな主体が連携した森づくり活動を展開している姿をめざします。
- 幼児教育や学校教育現場において森林教育が導入され、将来にわたって県民が森林づくりに関わり、森林を守り育てようとする意識が醸成される教育体系の構築を進めます。

ウ 手法

- みどりの少年隊をはじめとする森づくり活動団体やNPO、企業、教育機関、行政等で構成する「三重の森づくりネットワーク」を通じて関係者が連携し三重の森づくり運動を展開できる体制を構築
- 森林フェスタの開催やみえ森林教育ステーションの整備を進め、森林とふれあえる場や機会を創出
- 地域の学校教育現場での森林教育で活躍する指導者の育成や活動への支援
- 森林由来の J ークレジットを購入する企業と森林づくり活動機会のコーディネートを通じた新たな企業の参画促進

エ 成果指標

成果指標	三重の森づくりネットワーク会員数
R11（2029）	100 団体

※三重の森づくりネットワーク会員数とは、三重の森づくりネットワークに参加する企業・NPO・教育機関・行政等の団体数をいいます。

資料編

○ 三重県の森林・林業の現状

① 三重の森林面積

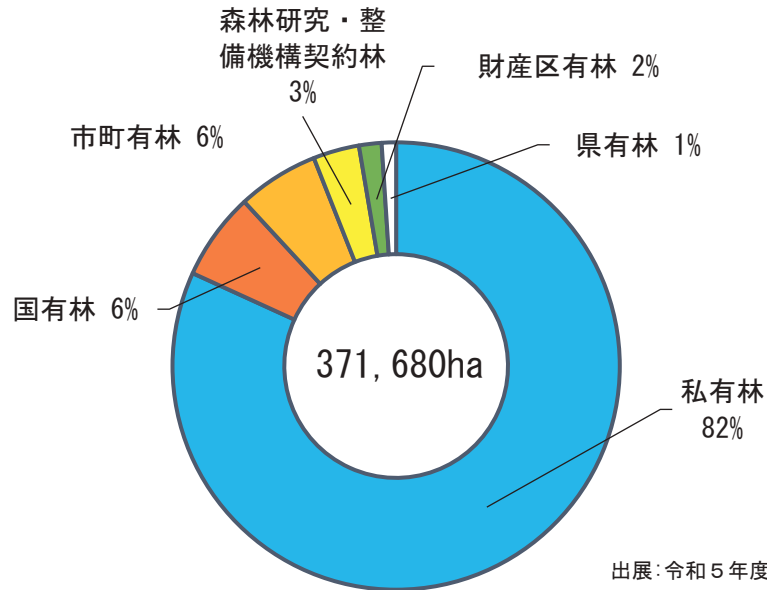


森林計画区	森林面積 (ha)
北伊勢	81,231.85
南伊勢	164,413.48
伊賀	40,697.59
尾鷲熊野	85,337.30
県計	371,680.22

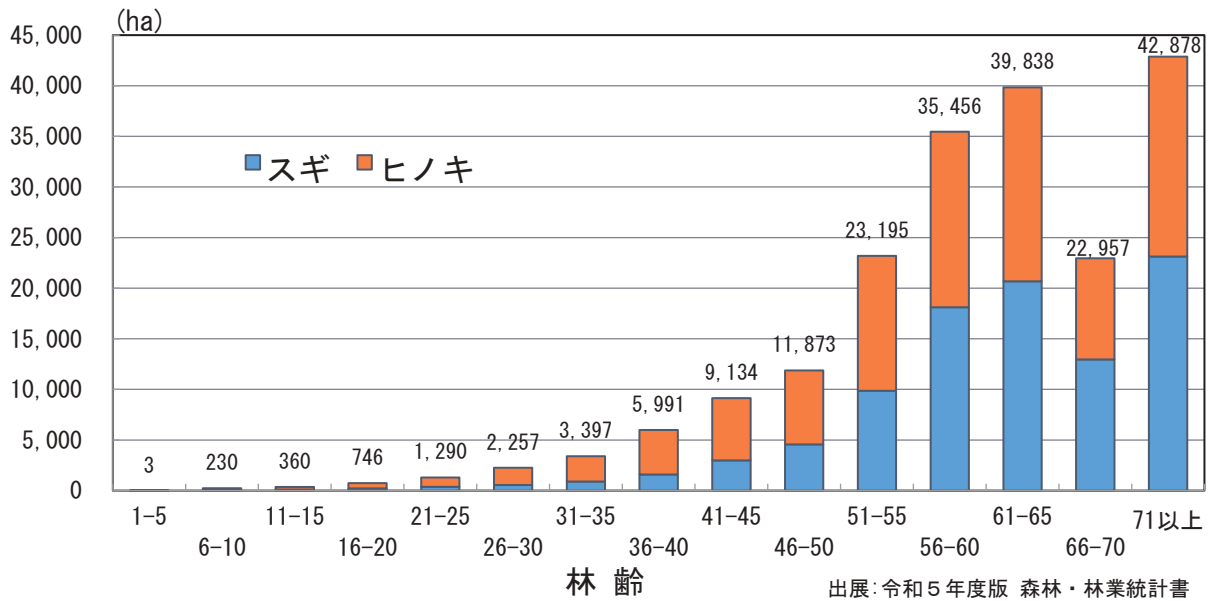
森林計画区	市町	森林面積 (ha)	森林率
北伊勢	四日市市	2,805.64	14%
	桑名市	2,960.03	22%
	鈴鹿市	3,596.55	18%
	亀山市	12,012.75	63%
	いなべ市	12,794.45	58%
	木曽岬町	0.00	0%
	東員町	153.78	7%
	菰野町	5,313.17	50%
	朝日町	63.06	11%
	川越町	0.00	0%
	津市	41,532.42	58%
南伊勢	松阪市	42,728.65	69%
	多気町	5,847.03	57%
	明和町	295.90	7%
	大台町	33,739.64	93%
	伊勢市	10,959.16	53%
	鳥羽市	7,452.55	69%
	志摩市	9,090.91	51%
	玉城町	1,255.54	31%
	南伊勢町	20,615.57	85%
	度会町	11,295.09	84%
伊賀	伊賀市	33,870.24	61%
	名張市	6,827.35	53%
尾鷲熊野	尾鷲市	17,694.96	92%
	紀北町	22,931.86	89%
	熊野市	32,942.33	88%
	御浜町	5,696.85	65%
	紀宝町	6,071.30	76%
	県計	371,680.22	64%

出展：令和5年度版 森林・林業統計書

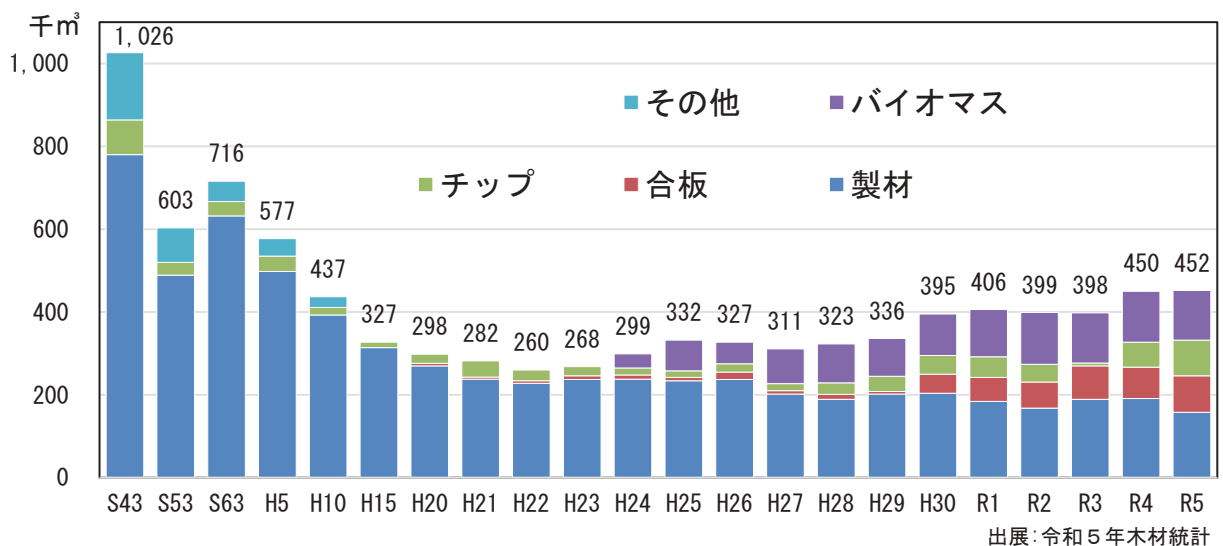
② 所有形態別森林面積



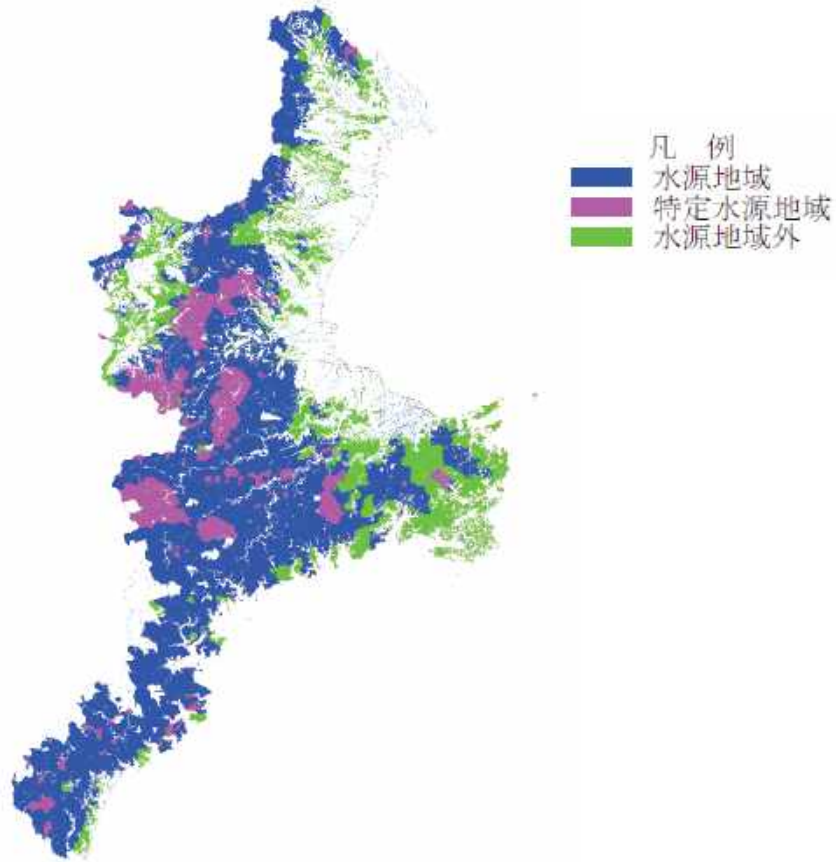
③ 民有林 人工林スギ・ヒノキ林齢別面積



④ 素材生産量の推移



⑤ 三重県水源地域の保全に関する条例に基づく水源地域の指定

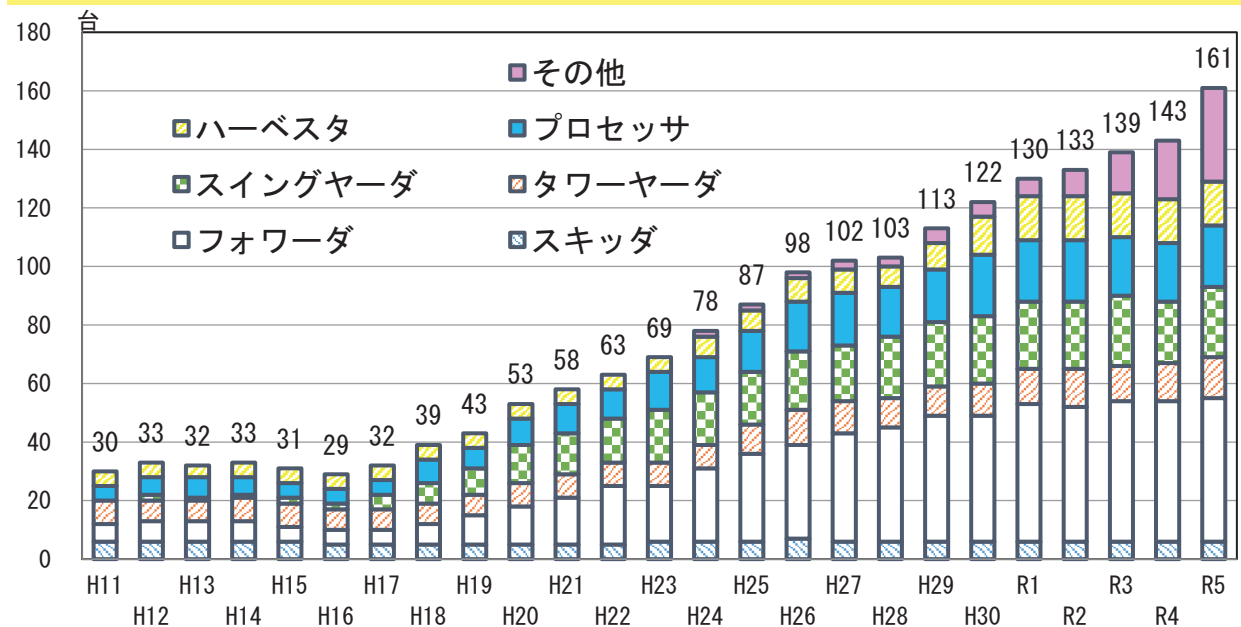


⑥ 林道

区分	延長 (km)	密度 (m/ha)	舗装延長 (km)	舗装率 (%)	備考
三重県	1,692	4.9	859	50.8	R5 末現在
全国	84,197	4.9	40,565	48.2	R4 末現在

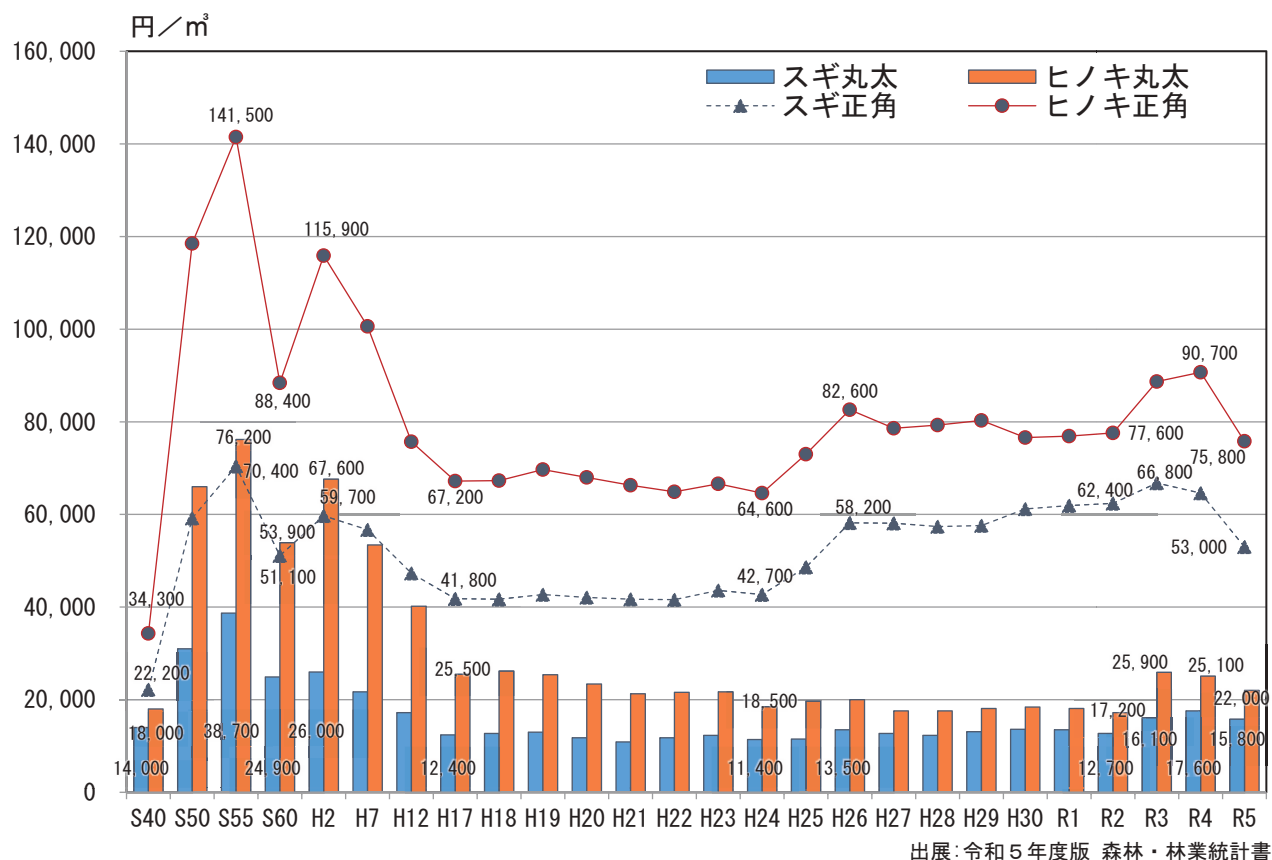
出展：治山林道課資料

⑦ 高性能林業機械等

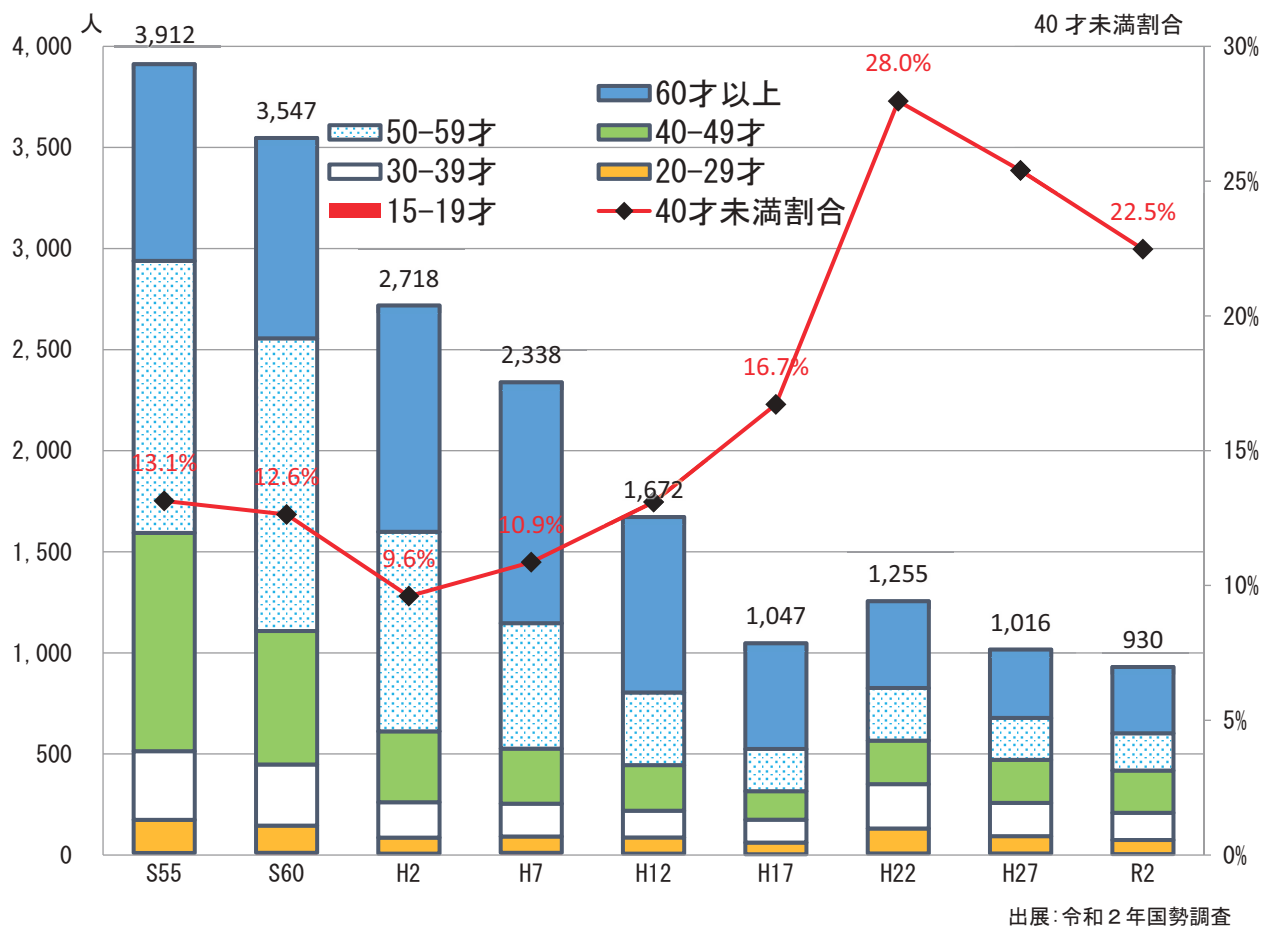


出展：令和5年度版 森林・林業統計書

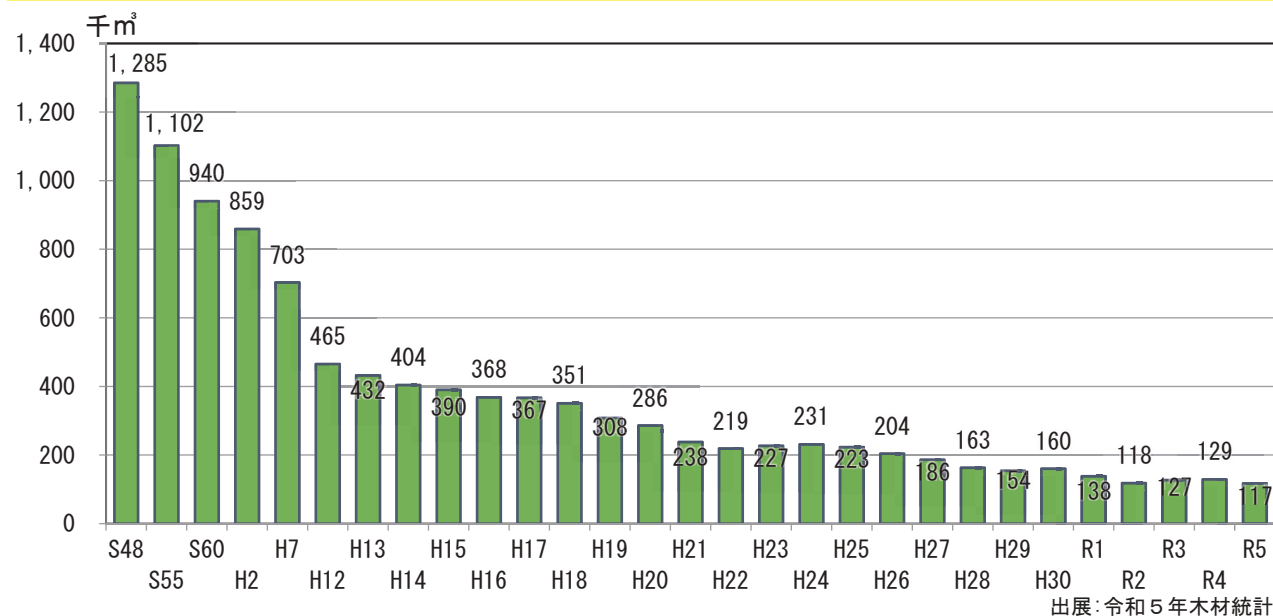
⑧ 木材価格の推移（全国値）



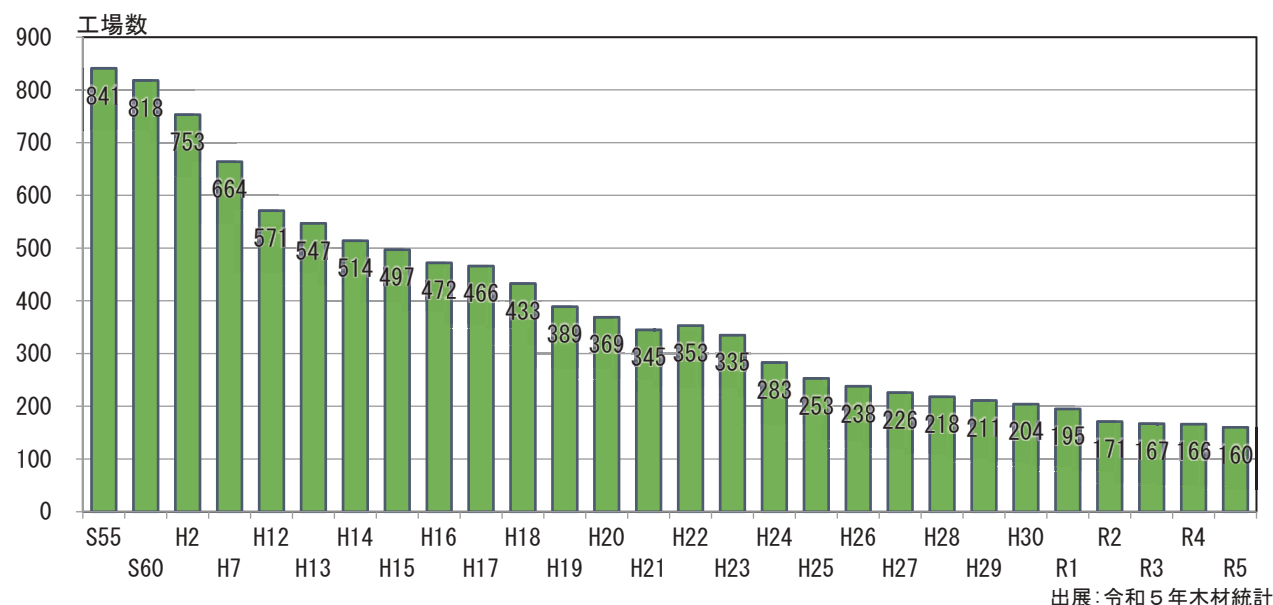
⑨ 林業労働力の推移（林業就業者数）



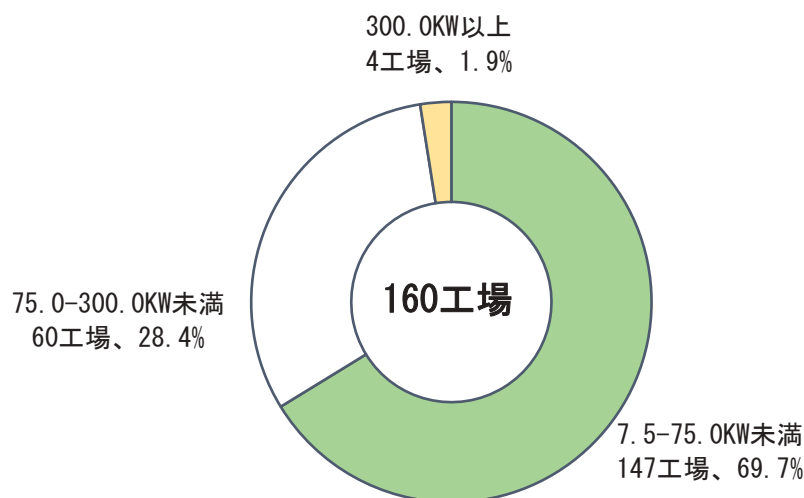
⑩ 製材出荷量の推移



⑪ 製材工場数の推移

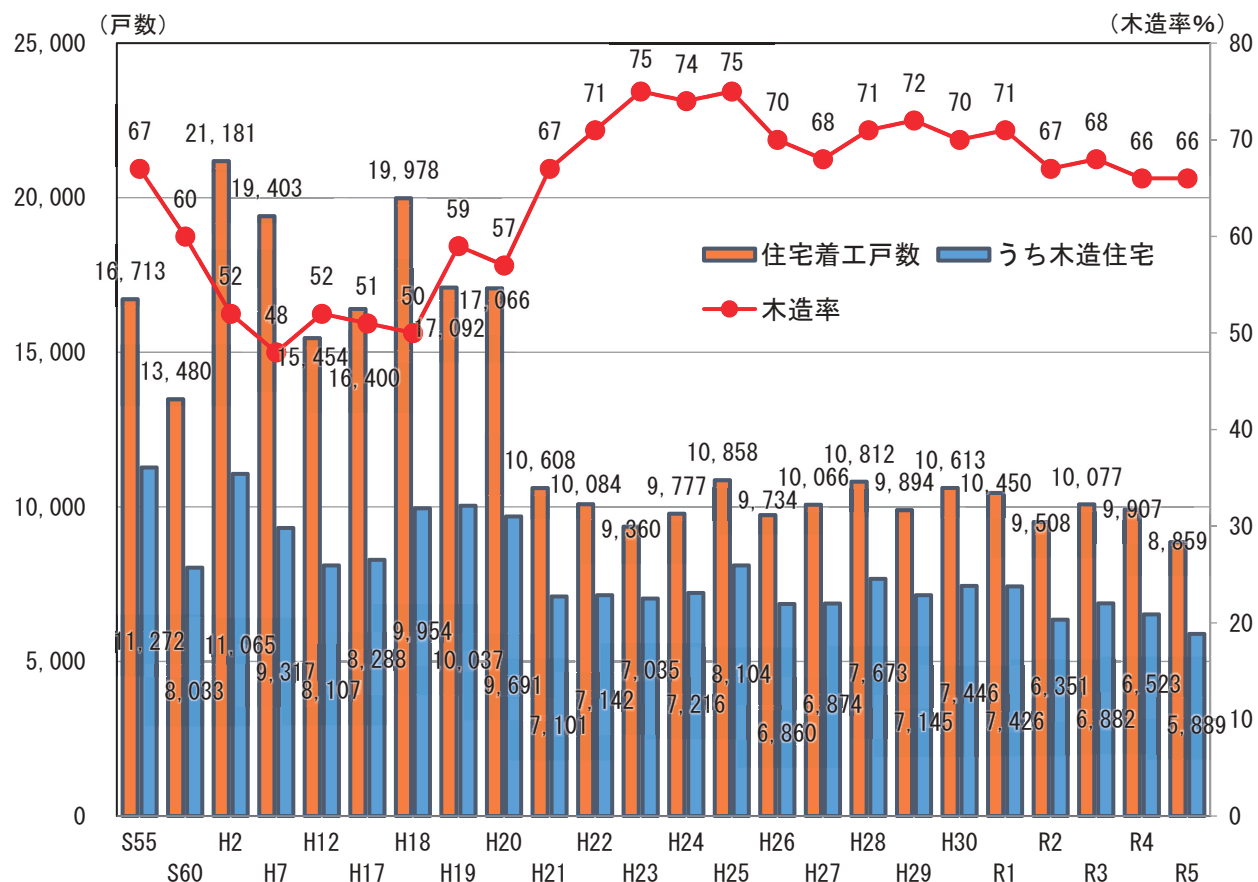


⑫ 製材工場の出力数別比率



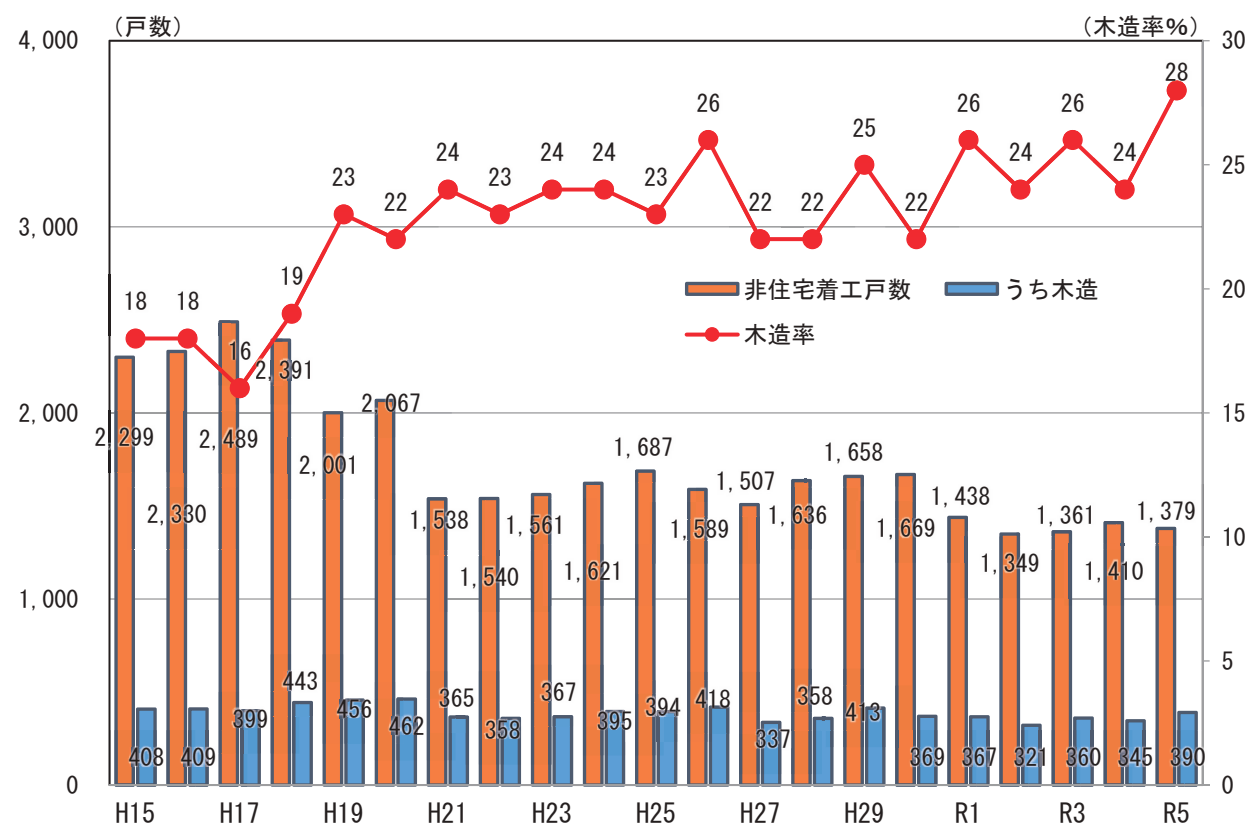
出展: 令和5年木材統計

⑬ 住宅着工数の推移



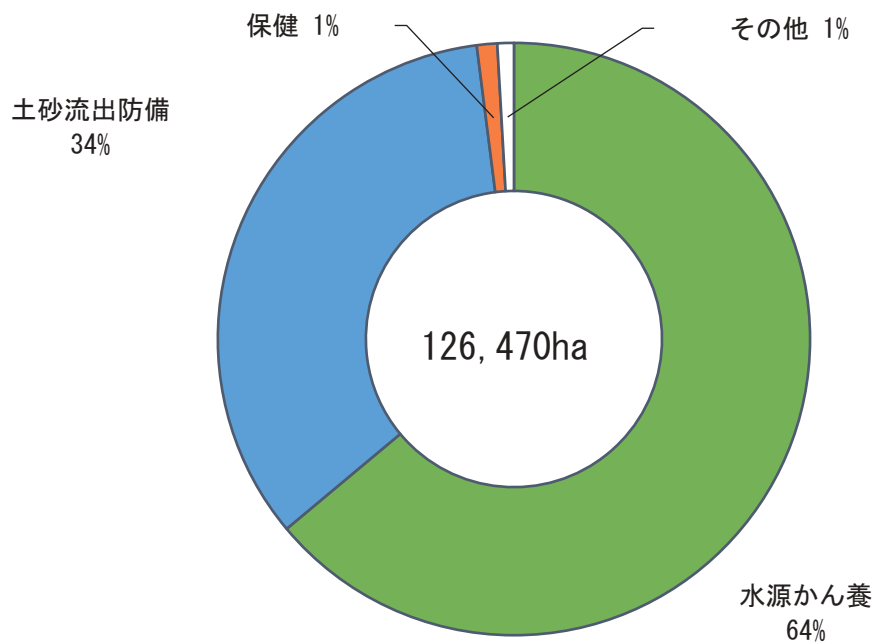
出展：令和5年住宅着工統計

⑭ 非住宅着工数の推移



出展：令和5年建築着工統計

⑮ 保安林面積



出展: 令和5年度版 森林・林業統計書

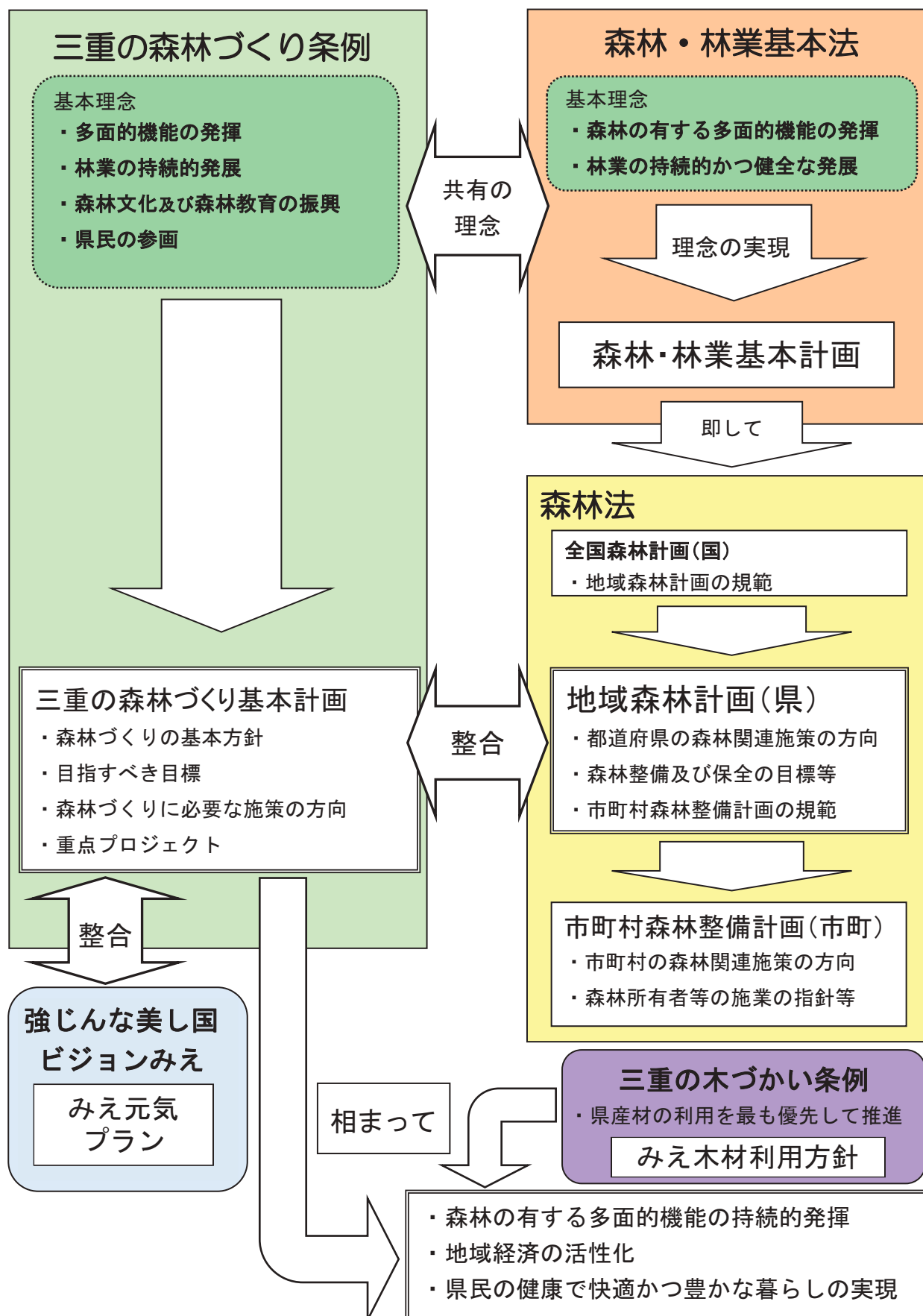
⑯ 山地災害危険地区

区分	山腹崩壊	崩壊土砂流出	地すべり	計
既着手	1,045	1,210	13	2,268
未着手	1,044	880	0	1,924
合計	2,089	2,090	13	4,192
治山着手率	50%	58%	100%	54%

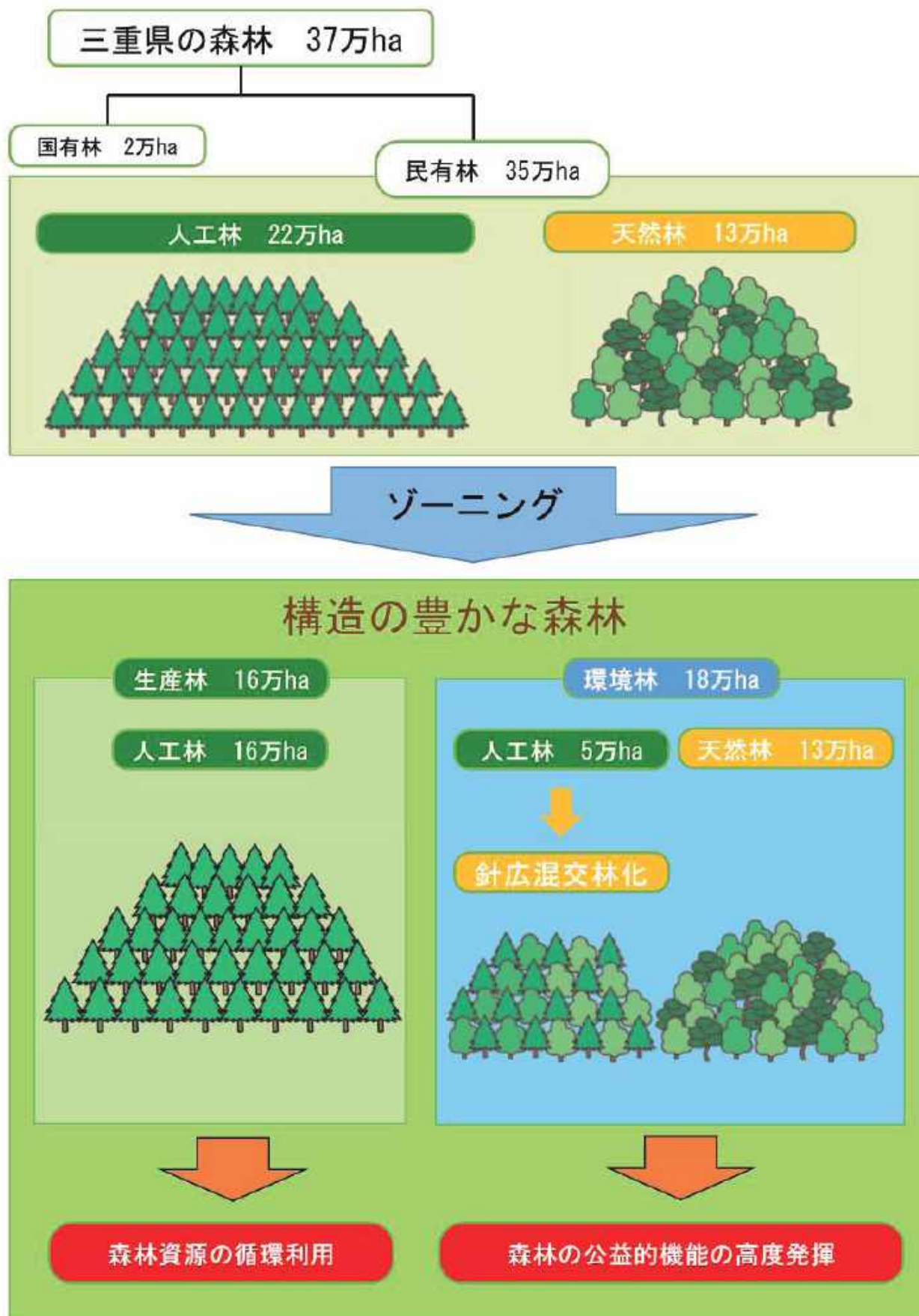
出展: 治山林道課資料

○ 基本計画の位置づけ

三重の森林づくり基本計画と他の計画との関係



○ 三重県型森林ゾーニングによる森林の区分



○ 森林の区分に応じた森林づくり

「環境林」と「生産林」に区分し、効果的・効率的な森林づくりを進め、森林の持つ多面的機能の発揮を図ります。



○ 森林とSDGsとの関係



我が国の森林の循環利用とSDGsとの関係



注1：アイコンの下文言は、我が国の森林の循環利用との関わりにおいて期待される主な効果等を記載したものであり、各ゴールの解説ではない。

2：このほか、ゴール1は森林に依存する人々の極度の貧困の撲滅。ゴール10は森林を利用する権利の保障。ゴール16は持続可能な森林経営を実施するためのガバナンスの枠組みの促進等に関連する。

3：これからの様々な取組により、ここに記載していない効果も含め、更にSDGsへの寄与が広がることが期待される。

(出展：林野庁「令和2年度版森林・林業白書」)

○ 用語説明

ア 行

● ICT

Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称で、従来から使われている「IT (Information Technology)」とほぼ同義語だが、IT の概念をさらに一歩進め、IT = 情報技術に通信コミュニケーション（ネットワーク通信による情報・知識の共有）の重要性を加味した言葉。

●新しい林業

従来の施業方法等を見直し、エリートツリーや自動操作機械等の新技術を取り入れて、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする林業のこと。

●一貫作業

伐採と連続して地拵えを行った後、植栽を行う作業システムのこと。伐採時に使用した機械を使うなどして地拵えから苗木の運搬、植栽までの工程を省力化することで、全体としての育林作業コストの縮減が可能となる。

●意欲と能力のある林業経営者

森林経営管理法第2条第5項に規定する経営管理実施権の設定を受けることを希望し、県の公募に応募した民間事業者のうち、法第36条第2項に規定する要件に適合する者のこと。

●A材・B材・C材

A材は、建築用途の製材品の原料となる原木、B材は、合板等の原料となる原木、C材は、チップ等の原料となる原木のこと。

●エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化等、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、適切な管理に基づく資源の保護・保全につながっていくことをめざす考え方。

●SDGs

Sustainable Development Goals の略。持続可能な開発目標。持続可能な環境や社会を実現するために先進国、開発途上国を含む全ての国が取り組むべき開発目標として、2015年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。持続可能な森林経営は重要な課題の一つとされ、森林は、同サミットで採択された17のSDGsの多くに関連している。

●NPO

Non-Profit Organization の略。営利を目的としない民間の組織や団体のこと。

●エリートツリー

成長や材質等の形質が特に優れたものとして選抜された精英樹の中から、優良なもの同士を人工交配等によりかけ合わせて育苗し、その中から、さらに優れた個体を選抜・検定したもの。上長成長や肥大成長が旺盛で、施業の効率化と育林コストの削減が可能になると期待されている。

●カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。政府は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルをめざすことを宣言。

●階層構造

発達した森林で見られる、高木層、亜高木層、低木層、草本層、地表層（コケ層）、地中層といった垂直的な層構造のこと。

●架線集材

空中にワイヤーロープを張り、集材機を使って、伐り出した木を集積場まで安全に吊るして運ぶ方法。

●カスケード利用

木材を建築用材や合板などのマテリアル利用から、木質バイオマス燃料用チップや薪などのサーマル利用に至るまで多段階に利用すること。

●環境林

原則として木材生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮をめざす森林。

●間伐

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。

搬出間伐：間伐材を林地から搬出して利用する間伐のこと。

伐捨間伐：間伐材を林地から搬出しない間伐のこと。

●企業の森

企業が社会貢献・環境貢献の一環として行う森林づくり活動。伐採後植林されず放置されたり、間伐等の手入れが遅れている森林を中心に、社員やその家族が直接、又は森林組合等に委託して植樹や森林整備を行う。

●木の駅プロジェクト

林家等が自ら間伐等を行って、軽トラック等で木材集積所（木の駅）まで運び出した木材を地域通貨等でチップ原料や木質バイオマス燃料等として買い取る仕組み。森林整備と同時に、地域経済の活性化にもつながる点で注目されている。

●県行造林

森林資源の造成及び林野の保全を図ることを目的として、県が土地所有者と分収契約を結んで造林を行い、その収益を土地所有者と分収すること。

●建築物木材利用促進協定

民間の建築物における木材の利用を促進することを目的に、建築主である事業者等と国又は地方公共団体が協定を結び、木材利用に取り組む制度。

●航空レーザ測量

地形情報や森林資源情報（立木本数、樹高、材積等）を取得するため、航空機に搭載したレーザ測距装置を使用して、地表を水平方向の座標、高さの三次元で測量する技術。

●高性能林業機械

従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。

【主な高性能林業機械】

フェラーバンチャ：樹木を切り倒し、それをつかんだまま、搬出に便利な場所へ集積できる自走式機械。

スキッダ：伐倒木を牽引式で集材する集材専用トラクタ。

プロセッサ：伐採木の枝払い、玉切り（材を一定の長さに切りそろえること）と玉切りした丸太の集積作業を一貫して行う自走式機械。

ハーベスタ：伐採、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。

フォワーダ：玉切りした材をグラップルを用いて荷台に積載し、運ぶ集材専用トラクタ。

タワーヤーダ：架線集材に必要な元柱の代わりとなる人工支柱を装備した移動可能な集材車。

スイングヤーダ：建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し、旋回可能なブームを装備する集材機。

●構造の豊かな森林

平成 29 年 3 月に策定した「三重県林業人材育成方針」で提唱した、次の 4 項目から成る森林のこと。

- ①人工林や天然林等の林種や針葉樹林・広葉樹林・針広混交林等の樹種の異なる森林
- ②若齢林から老齢林までさまざまな林分構造の発達段階の違う森林
- ③高木や低木、下層植生等、垂直方向の階層構造が多様な森林
- ④これらが複合した多種多様で生物多様性の高い森林

●合板

薄く剥かれた単板（ベニヤ）を奇数層、繊維方向を 90° ずらしながら交互に重ねて熱圧接着した木質ボードのこと。

●コンテナ苗

育成孔（キャビティ）の内側にリブ（縦筋状の突起）や細長いスリット（縦長の隙間）を設けるなどにより、水平方向の根巻きを防止するとともに、容器の底面を開けることで垂直方向に空気根切りができる容器（コンテナ）によって育成した、根鉢付きの苗のこと。

サ行

●再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用することを指す。

●再造林

人工林を伐採した跡地に再び人工造林を行うこと。

●里山林

居住地近くに広がり、薪炭林の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に利用されている、あるいは利用されていた森林。

●サプライチェーン

サプライは「供給」、チェーンは「連鎖」の意味。原木が、原料の段階から市場や製材所、工務店等を経て消費者に至るまでの全過程のつながりのこと。

●山地災害危険地区

林野庁が定める調査要領に基づき、地形や地質、植生状況等の条件により森林の状態を評価し、崩壊や土砂流出等の危険が高いと考えられる箇所のうち、人家、道路等、保全対象への影響が大きいとして県が判定した地区のこと。

●GIS

Geographic Information Systems の略。様々な地形図や写真等をコンピュータ上で扱える地図としてマッピングしたものが電子地図であり、その情報に対応した様々な属性情報を地図上に重ね合わせて表示させたり、別の電子地図同士を重ね合わせることで、主題図を作成したり、さまざまな比較や分析を行うことができるコンピュータシステム。

●CLT

Cross Laminated Timber の略。直交集成板。ひき板を並べた層を、板の繊維方向が層ごとに直交するよう重ねて接着した大判のパネルのこと。寸法安定性の高さや、厚みのある製品であることから高い断熱・遮音・耐火性を持ち、施工の速さや鉄筋コンクリート造等と比べて軽量なことも特徴。

●J-クレジット制度

間伐による森林管理などの取組により吸収・削減された二酸化炭素などの量を売買可能な「クレジット」として国が認証する制度。

●持続可能な森林管理

森林を生態系としてとらえ、森林の保全と利用を両立させ、森林に対する多様なニーズに持続的に対応すること。

●下刈

植栽した苗木の生長を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に、植栽後の数年間、毎年、春から夏の間に実施。

●市町村森林整備計画

森林法に基づき、市町村長が市町村内の民有林について、5年ごとに作成する10年間の計画。

●自伐型林業

自伐林家（自ら所有する森林を自らが整備する方で、専業のみならず兼業で林業に取り組む方も含む）のほか、自ら森林は所有していないが、他者から委託を受けて森林整備に取り組む森林ボランティアやNPO、林研グループ、自治会等、多様な主体が副業的に取り組む林業のこと。

●ジビエ

フレンチ料理の用語で、捕獲された野生のシカやカモ類等の鳥獣の肉のこと。

●若齢林

若齢段階にある森林のこと。「若齢段階（樹冠閉鎖段階）」とは、高木性の樹種が優占して林冠が閉鎖し、個体間の競争が強くなって、下層植生が目立って少なくなる時期を言う。

●主伐

次の世代の森林の造成を伴う森林の一部又は全部の伐採。

●循環型社会

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

●循環型林業

植林によって森林を造成し、利用期が来たら伐採して再び「造林→保育→伐採→造林・・・」を繰り返す皆伐型の林業のほか、択伐を繰り返し行い、伐採後の空間を利用して次世代の更新を促す非皆伐型の林業等、資源の循環を連鎖させる林業のこと。

●除伐

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回実施。

●針広混交林

針葉樹と広葉樹が混じりあった多層な森林。

●人工林

人手による苗木の植栽や種子のまき付け等により造成された針葉樹や広葉樹の森林。一般的には人工造林による森林を指すことが多い。

●森林・林業基本法

森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展を基本理念とする政策を国民的合意の下に進めていくため、その実現を図る基本的事項を定めた法律。平成 13 年 7 月にそれまでの「林業基本法」を改正して成立。

●森林環境税・森林環境譲与税

森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、平成 31 年度税制改正において創設された新たな税。森林環境譲与税は、森林環境税の収入額に相当する額を、市町村及び都道府県に対して平成 31 年度から譲与

●森林組合

森林所有者を組合員とする協同組織として、森林組合法に基づいて設立された協同組合。組合員の所有森林に対する林業経営の相談や森林管理、森林施業の受託、林産物の加工・販売、森林保険等の業務を実施。

●森林経営管理法

平成 30 年 5 月に制定された法律。市町村が森林所有者に意向調査した上で森林所有者から経営管理を行うための権利（経営管理権）を取得し、自ら経営管理を行う、もしくはその管理を意欲と能力のある林業経営者に委ねる仕組み（新たな森林管理システム）の導入を柱とする。平成 31 年 4 月施行。

●森林経営計画制度

森林法に基づく制度で、森林所有者又は森林経営の受託者が、面的まとまりをもって、森林施策や作業路網、森林の保護に関する事項も含めた 5 年を一期とする計画を作成し、市町村長等の認定を受けるもの。

●森林計画制度

森林法によって定められた、森林の様々な取り扱いに関する計画体系。国による全国森林計画、都道府県による地域森林計画、市町村による市町村森林整備計画、森林所有者等による森林経営計画等がある。

●森林作業道

除間伐等の森林整備や集材を行うために作設される、主に林業機械（フォワーダ等）や2トン積程度のトラックの走行を想定した構造の道。

●森林資源の循環利用

森林は伐採を行っても、造林・間伐等、適切な整備を行うことにより再生することが出来る「再生可能な資源」であり、その森林から生産した木材を無駄なく長期にわたって利用すること。

●森林整備

森林施業とそのために必要な施設（林道等）の作設、維持を通じて森林を育成すること。

●森林施業

目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。

●森林施業の集約化

林業事業体等が隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行いコストダウンを図ることが可能。

●森林施業プランナー

小規模森林所有者の森林を取りまとめて、森林施業の内容や事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、施業の実施に関する合意形成を図るとともに、面的なまとまりをもった森林経営計画の作成の中核を担う人材。

●森林総合監理士（フォレスター）

森林・林業に関する専門的かつ高度な知識および技術並びに現場経験を有し、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、「市町村森林整備計画」の策定等の市町村行政を技術的に支援し、施業集約化を担う「森林施業プランナー」等に対し指導・助言を行う人材。

●森林ゾーニング

森林を機能等に応じて区分すること。

三重県型森林ゾーニング：森林の有する多様な機能を持続的かつ効果的に発揮させるため、重視する機能に着目し「生産林」と「環境林」に区分すること。

●森林の公益的機能

水源のかん養、土砂災害の防止、二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化の防止、野生鳥獣の生息の場や人々の心の安らぎの場の提供等、不特定多数の人々が享受できる、安全で快適な生活をするためになくてはならない大切な森林の働き。

●森林の多面的機能

地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の公益的機能と木材の生産機能をあわせた森林がもつ機能。

●森林文化

森林と人間とのかかわりの中から形成された文化現象を対象とした概念。森林の持つ多面的価値を前提にした、県民一人一人の生涯を通じた森林や木材との多様で豊かなかかわり。

●森林ボランティア

自主的に森林づくり（森林整備）に参加し、自らの責任において判断し、行動する市民又は市民グループの一員であり、その活動を通して学んだことを広く市民に伝えて、市民参加の森林づくりの輪を広げていく役割を担う人。

●生産林

公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材生産を主体として資源の循環利用を行う森林。

●生物多様性

多くの生物が、様々な環境にバランス良く生息している状態。生物そのものの豊かさで、豊かな生態系を築いている状態。

●全国森林計画

全国森林計画は、農林水産大臣が、森林・林業基本計画に即して、全国の森林について、5年ごとに15年を一期としてたてる、森林の整備・保全に対する国の基本的な考え方や目標を長期的・広域的な視点に立って明らかにする計画。「地域森林計画」及び「国有林の地域別の森林計画」の規範として機能するもの。

●早生樹

センダンやコウヨウザン等、早く大きく成長する樹種のこと。

●造林

人為的な方法で、目的に合わせた森林の造成を行うこと。

●造林未済地

人工林伐採跡地のうち、伐採後定められた期間を経過しても更新が完了していないもの

●素材生産

立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太を生産すること。

タ	行
---	---

●地位

林地の生産力のこと。具体的には、樹高の成長等によって区分する。

●地域森林計画

都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別（158計画区）に5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定にあたっての指針となるもの。

●地球温暖化

温室効果ガス（二酸化炭素、メタンなどの気体）が大気中に増加することにより、地表から放射される熱が吸収され、大気が暖められ地球の気温が上昇すること。

●治山事業

荒れた山をもとの豊かな森林に戻したり水源となっている森林を守り育てることで、災害から人命や財産を守り、安全で住みやすい生活環境づくりをする事業。

●治山ダム

森林の維持・造成を図ることを目的に溪流に設置する構造物。溪流勾配を緩和して溪流や溪流岸の侵食を防止したり、溪流に堆積した不安定土砂を固定することで下流への土砂流出を抑止したり、山腹斜面の崩壊を防止したりするはたらきがある。

●中間土場

複数の素材生産業者や森林組合が搬入してきた原木を一時的にまとめて貯蔵するストックヤードで、山土場と出荷先の間頭に設けられる。原木を用途に応じてサイズや形状別に仕分けする。仕分けによって、品質の均等な原木をまとめることが可能となり、並材の直送や優良材の原木市場への出荷等、きめ細かな流通に対応できる。

●長伐期施業

標準伐期齢（市町村森林整備計画において、地域の標準的な主伐の林齢として定められるもの）のおおむね2倍に相当する林齢まで森林を育成し、主伐すること。

●地利

木材を搬出する費用の経済的位置を示すもの。具体的には、林道等の道路から林地までの距離等によって区分する。

●DX

Digital Transformationの略。デジタルを活用することにより、時間短縮や付加価値の向上を実現し、暮らしやしごとをより良いものにすること。

●天然林

主として、天然の力によって成立した森林。

●特定母樹

成長が早く、材質が良く、花粉の量が従来の品種の半分以上の特性を持った母樹。

●特用林産物

林野から産出される木材以外の産物。うるし、きのこ等。

ナ 行

●ナラ枯れ

体長5mm程度の甲虫であるカシノナガキクイムシが、ナラやカシ類等の幹に侵入して、ナラ菌を樹体内に持ち込むことにより、ナラやカシ類の樹木を枯死させる現象。

●日本農業遺産

社会や環境に適応しながら何世代にもわたり形づくられてきた伝統的な農林水産業と、それに関わって育まれた文化、景観、生物多様性などを一体的に評価し、特に重要性を有するものを農林水産大臣が認定する制度。平成28年には「急峻な地形と日本有数の多雨が生み出す尾鷲ヒノキ林業」が認定を受けた。

●認定林業事業体

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づいて「労働環境の改善、募集方法の改善、その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画」を作成し、知事から認定を受けた事業主のこと。

ハ 行

●保安林

水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。

●保育

植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈、除伐等の作業の総称。

●本数調整伐

森林全体の健全な成長を図るため、育成単層林及び育成複層林の下木のうち不用な樹木を伐採するもの。これによって保残木の個体の育成を促すとともに、林内、林床に適度の陽光を入れて、林床植生の生育促進を図り、土壌緊縛力及び地表浸食の防止効果を向上させることができる。

マ 行

●三重県「木づかい宣言」事業者登録制度

県産材を積極的かつ計画的に使用すること等を宣言した事業者や店舗等を「木づかい宣言」事業者として県が登録し、広く県民に周知することによって、木づかい運動を推進する制度のこと。

●三重県水源地域の保全に関する条例

水源地域の適正な土地の利用を確保し、森林の有する水源のかん養機能の維持増進につなげることを目的として平成27年7月に制定した条例。水源地域内の土地の売買契約等を締結しようとするときに、30日前までの届出を求める「水源地域内の土地取引の事前届出制度」を柱としている。

●みえ森林教育

森林と私たちの暮らし、経済がともに持続可能で豊かな社会を作っていくために、子どもから大人まで、三重県で暮らす誰もが、森林や木、木材に親しみ、自ら考え、判断して行動できる人（みえの森びと）に育つことを促す教育活動。

●みえ森林教育ステーション

「みえ森林教育ステーション認定制度」において、県が認定する県内に整備された常設型の木育体験施設。

●みえ森林教育ビジョン

これまで取り組んできた森林環境教育や木育を次のステージへと発展させ、森林や木材と私たちの関係をより良いものにしていくため、令和2年10月に策定したビジョン。

●三重の木づかい条例

県民及び事業者の参加のもと、木材利用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化、そして県民の健康で快適かつ豊かな暮らしの実現につなげていくことを目的として、令和3年4月に施行された条例。

●「三重の木」認証材

「三重の木」認証制度による認証を受けた製材品のこと。「三重の木」認証制度とは、木材が県産材（三重県内で育成された木材）であることを証明するとともに、一定の規格基準に適合した木材製品「三重の木」を製材する工場と「三重の木」を積極的に利用する建築業者・建築事務所・地域ネットワークを認証する制度。

●三重の森づくりネットワーク

企業、NPO、教育機関、行政など各主体が、交流会への参加や森林フェスタへの出展などを通して、森づくりや森林教育に関して抱える課題を共有し、課題の解決や活動促進に取り組む組織。

●みえ森づくりサポートセンター

学校や地域で実施される森林環境教育や木育、森づくり活動にかかる相談窓口等、総合的なサポートを行う拠点施設。平成 28 年度から県が運営。

●みえ森と緑の県民税

「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるために平成 26 年度から導入した県の独自課税。

●緑の少年隊

次代を担う子供たちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした、自主的な団体。

●木質バイオマス

森林で生育した樹木のこと、具体的には森林から伐り出した木材だけでなく、樹木の枝葉、製材工場等の残廃材、建築廃材等を含む。これをエネルギー源に用いるとき、木質バイオマスエネルギーという。

ヤ 行

●山土場

山元の伐採現場の近くに設ける、原木を一時的にまとめて貯蔵するストックヤードのこと。原木を用途に応じてサイズや形状別に仕分けする場となる場合もあるが、中間土場と比較して面積は小さく、流通の拠点となる機能は劣る。

ラ 行

●リモートセンシング

遠く離れた所から、対象物あるいは対象とする現象を直接手を触れずに観測する技法のこと。遠隔探査。遠隔測定。

●林業事業体

他者からの委託又は立木の購入により造林、伐採等の林内作業を行う森林組合、素材生産業者など。

●林業生産活動

苗木の生産や造林等の森林を造成する育成活動及び丸太やきのこ等の林産物を生産する採取活動の総称。

●林業のスマート化（スマート林業）

レーザ計測技術やＩＣＴ等の先端技術、安全で高効率な自動化機械を林業に導入し、森林管理の効率化や生産性の向上、労働安全の確保を図ること。

●林地開発許可制度

森林の適正な利用を確保するため、1 ha を超える森林の開発行為を行う場合は知事の許可が必要と定めた森林法上の制度。

●林地台帳

森林法に基づき、施業の集約化や適切な森林整備のために活用することを目的として、市町村が、地域森林計画の対象となっている民有林における森林所有者や土地等の情報を一元的にとりまとめた台帳。市町村は、台帳情報の一部を公表するとともに、森林組合や林業事業体等の森林整備の担い手に提供することができる。

●林齢

森林の年齢。人工林では、苗木を植栽した年度を1年生とし、以降、2年生、3年生と数える。

●齢級

林齢を一定の幅でくくったもの。一般に5年をひとくくりにし、林齢1～5年生をⅠ齢級、6～10年生をⅡ齢級と数える。

●老齢林

老齢段階にある森林のこと。50年生を越え、下層植生が徐々に豊かになる段階（成熟段階）を経て、優占する高木の中に衰退木、立ち枯れ木、倒木等が生じる時期を「老齢段階」と言う。

●路網

造林、保育、素材生産等の施業を効率的に行うために、国道や県道等の「公道」、一般車両の走行も想定した幹線となる「林道」、もっぱら林業用車両の走行を想定した「林業専用道」及びフォワーダ等の林業機械の走行を想定した「森林作業道」等を適切に組み合わせた道路ネットワーク。

〇 三重の森林づくり条例の概要

平成17年10月21日施行（令和3年3月23日改正）

（第一条）目的

三重のもりづくり（三重の森林を守り、又は育てること）について

- ・ 基本理念を定める
 - ・ 県、森林所有者等、県民及び事業者の責務等を明らかにする
 - ・ 県の施策の基本となる事項を定める ことにより
- 三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進

県民の健康で文化的な生活の確保に寄与

基本理念と施策の基本となる事項

（第三条）多面的機能の発揮

- ・ 森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全を図る

（第十二条）森林の整備及び保全
（第十三条）効果的かつ効率的な森林づくり

（第四条）林業の持続的発展

- ・ 森林資源の循環利用が重要であることから、林業生産活動を持続的に行う

（第十四条）林業及び木材産業等の健全な発展
（第十五条）担い手の育成及び確保
（第十六条）県産材の利用の促進

（第五条）森林文化及び森林教育の振興

- ・ 森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることから、その保全及び活用を図る

（第十七条）森林文化の振興
（第十八条）森林教育の振興

（第六条）県民の参画

- ・ 森林の恩恵は県民の誰もが享受することから、森林は県民の財産であるとの認識の下、県民の参画を得て、森林の整備及び保全を図る

（第十九条）県民、森林に関する団体等の活動への支援
（第二十条）三重のもりづくり月間

それぞれの責務

（第七条）県

- ・ 基本理念に基づき、もりづくりに関する施策を総合的に策定、実施
- ・ 県民等との協働
- ・ 国との連携
- ・ 隣接府県の理解が得られるよう努力

（第八条）森林所有者等

- ・ 森林の多面的機能が確保されるよう努力
- ・ 県が実施する施策への協力

（第九条）県民

- ・ もりづくり活動に参画するよう努力
- ・ 県が実施する施策への協力

（第十条）事業者

- ・ 林業関係者は、森林の整備、保全に努力
- ・ 木材産業者等は、森林資源の循環利用に努力
- ・ 県が実施する施策への協力

（第十条の二）市町との協働

- ・ 市町が森林及び林業に係る法令に基づく責務等が果たせるよう協働
- ・ 市町が実施するもりづくりに関する施策の策定及び実施を支援

県の役割

（第十一条）基本計画

もりづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進のための基本計画の策定（中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向等）

（第二十一条）財政上の措置

もりづくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める

○ 三重の森林づくり条例

公布 平成17年10月21日三重県条例第八十三号

改正 令和3年3月23日三重県条例第二十六号

三重の森林づくり条例をここに公布します。

三重の森林づくり条例

三重の森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能（以下「森林の有する多面的機能」という。）を発揮するとともに、生活、文化活動の場として県民に恩恵をもたらしてきた。また、三重の森林は、自然の生態系を支え、多様な生物を育み、人と生物の共生の場となってきた。

しかし、輸入木材の増加に伴う木材価格の低迷と人件費等の生産費の上昇によって林業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が減退するとともに、山村の過疎と高齢化の進行により、森林資源の循環利用を支えてきた林業が大きな打撃を受け、放置林の増加など森林の適正な管理が困難になっており、森林の有する多面的機能は危機に瀕（ひん）している。

森林が豊かで健全な姿で次代に引き継がれるよう、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人一人が森林及び林業に関する共通の認識を持ち、互いに協働しながら百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現に向けて取り組まなければならない。

ここに、私たちは、三重の森林が県民のかけがえのない財産であることを認識し、森林の有する多面的機能を効果的に発揮させることによって環境への負荷が少ない循環型社会の構築に貢献していくことを決意し、本条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、三重の森林を守り、又は育てること（以下「三重のもりづくり」という。）について、基本理念を定め、並びに県、森林所有者等、県民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 森林所有者等 森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者をいう。
- 二 森林資源の循環利用 育林及び伐採を通じて森林から林産物を繰り返して生産し、並びにその林産物を有効に活用することをいう。
- 三 県産材 三重県の区域にある森林から生産された木材をいう。

（多面的機能の発揮）

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

（林業の持続的発展）

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることに鑑み、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

（森林文化及び森林教育の振興）

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることに鑑み、その保全及び活用が図られなければならない。

（県民の参画）

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることに鑑み、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

（県の責務）

第七条 県は、第三条から前条までに定める三重のもりづくりの推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、三重のもりづくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、三重のもりづくりを推進するに当たっては、県民、森林所有者等及び事業者との協働に努めるとともに、国との緊密な連携を図るものとする。

3 県は、隣接する府県において三重のもりづくりに関する理解が得られるよう努めるものとする。

（森林所有者等の責務）

第八条 森林所有者等は、基本理念に基づき、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるよう努めなければならない。

2 森林所有者等は、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の責務）

第九条 県民は、基本理念に基づき、三重のもりづくりに関する活動に参画するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第十条 林業を行う者（権原に基づき、森林において育林又は伐採を行う者をいう。）及び林業に関する団体は、基本理念に基づき、森林の整備及び保全に努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 木材産業その他の林産物の流通及び加工の事業（以下「木材産業等」という。）の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、林産物の適切な供給を通じて森林資源の循環利用に資するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県と市町との協働）

- 第十条の二 県は、市町が三重のもりづくりにおいて重要な役割を有していることに鑑み、基本理念を踏まえつつ、県とともに森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）その他の森林及び林業に関する施策に係る法令の規定に基づく責務等を十全に果たすことができるよう、市町に対し、その地域の特性に応じ、県と協働して、当該市町における三重のもりづくりに関する施策を策定し、及び実施することを求めるものとする。
- 2 県は、市町が実施する三重のもりづくりに関する施策の策定及び実施を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

（基本計画）

- 第十一条 知事は、三重のもりづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三重のもりづくりについての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 基本計画は、三重のもりづくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県森林審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

（森林の整備及び保全）

- 第十二条 県は、将来にわたって森林の整備及び保全を図るため、間伐の促進その他森林施業の推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（効果的かつ効率的な森林づくり）

- 第十三条 県は、効果的かつ効率的な森林の整備及び保全を図るため、森林の区分（重視すべき機能に応じて森林を区分することをいう。）に応じた森林の管理その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（林業及び木材産業等の健全な発展）

- 第十四条 県は、森林資源の循環利用の重要性に鑑み、林業及び木材産業等の健全な発展を図るため、県産材安定供給体制の強化、林産物の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（担い手の育成及び確保）

- 第十五条 県は、持続的に林業生産活動を担うべき人材の育成及び確保を図るため、教育、普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（県産材の利用の促進）

第十六条 県は、県産材の利用の拡大が三重のもりづくりに資することに鑑み、建築、エネルギーその他多様な分野における県産材の利用を促進するため、県産材の認証制度の推進、県産材の適切な利用に係る知識等を有する人材の育成及び確保、事業者と連携した県産材の新用途の開拓その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、公共施設、公共事業等への県産材の積極的な利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（森林文化の振興）

第十七条 県は、森林が歴史的、文化的に県民の生活と密接な関係を有することに鑑み、人と森林との関係から形成される文化を振興するため、県民が森林に触れ合う機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（森林教育の振興）

第十八条 県は、三重のもりづくりに県民の理解が必要なことに鑑み、森林と生活及び環境との関係に関する教育を振興するため、県民が森林について学ぶ機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（県民、森林に関する団体等の活動への支援）

第十九条 県は、県民、森林に関する団体（緑化活動その他の森林の整備及び保全に関する活動を行う団体をいう。）等が自発的に行う三重のもりづくりに関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（三重のもりづくり月間）

第二十条 県民が森林のもたらす恩恵について理解を深め、三重のもりづくりに参画する意識を高めるため、三重のもりづくり月間を設ける。

2 三重のもりづくり月間は、毎年十月とする。

3 県は、三重のもりづくり月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

（財政上の措置）

第二十一条 県は、三重のもりづくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行（前項本文の規定による施行をいう。）の日から市町村合併により村が廃されることに伴う関係条例の整理に関する条例（平成十七年三重県条例第六十七号）の施行の日の前日までの間におけるこの条例の適用については、前文及び第七条中「市町」とあるのは、「市町村」とする。

3 この条例の施行後五年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

附 則（令和3年3月23日三重県条例第26号）**（施行期日）**

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○ 三重の森林づくり基本計画の変更経緯

【三重県森林審議会】

年月日	回	内 容
令和6年5月16日	133	三重の森林づくり基本計画の変更について諮問 三重の森林づくり基本計画の変更（骨子案）について審議
令和6年8月22日	134	三重の森林づくり基本計画の変更（中間案）について審議
令和6年12月12日	135	三重の森林づくり基本計画の変更（最終案）について審議・答申

【県議会】

年月日	内 容
令和6年 5月23日	環境生活農林水産常任委員会 所管事項説明 三重の森林づくり基本計画の見直しについて
令和6年 6月20日	環境生活農林水産常任委員会 所管事項説明 三重の森林づくり基本計画の変更（骨子案）について
令和6年10月 7日	環境生活農林水産常任委員会 所管事項説明 三重の森林づくり基本計画の変更（中間案）について
令和6年12月11日	環境生活農林水産常任委員会 所管事項説明 三重の森林づくり基本計画の変更（最終案）について
令和7年 2月17日	令和7年三重県議会定例会に議案上程
令和7年 3月11日	環境生活農林水産常任委員会 議案説明 三重の森林づくり基本計画の変更について
令和7年 3月21日	令和7年三重県議会定例会 本会議にて可決

【市町・事業者・県民への説明等】

年月日	内 容
令和6年 9月 2日 ～ 9月 6日	三重の森林づくり基本計画（変更）中間案について 県内3会場で市町や林業事業体等との意見交換
令和6年10月10日 ～ 10月28日	三重の森林づくり基本計画（変更）中間案について 市町に対する文書による意見照会
令和6年10月10日 ～ 10月28日	三重の森林づくり基本計画（変更）中間案について 林業関係団体に対する文書による意見照会
令和6年10月10日 ～ 11月8日	三重の森林づくり基本計画（変更）中間案について パブリックコメント意見募集

三重の森林づくり基本計画 2025

令和 7 年 3 月

三重県農林水産部

森林・林業経営課

〒514-8570 三重県津市広明町 1 3 番地

TEL : 059 - 224 - 2564

FAX : 059 - 224 - 2070

E-mail : shinrin@pref.mie.jp



三 重 県

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL 059-224-2564

FAX 059-224-2070